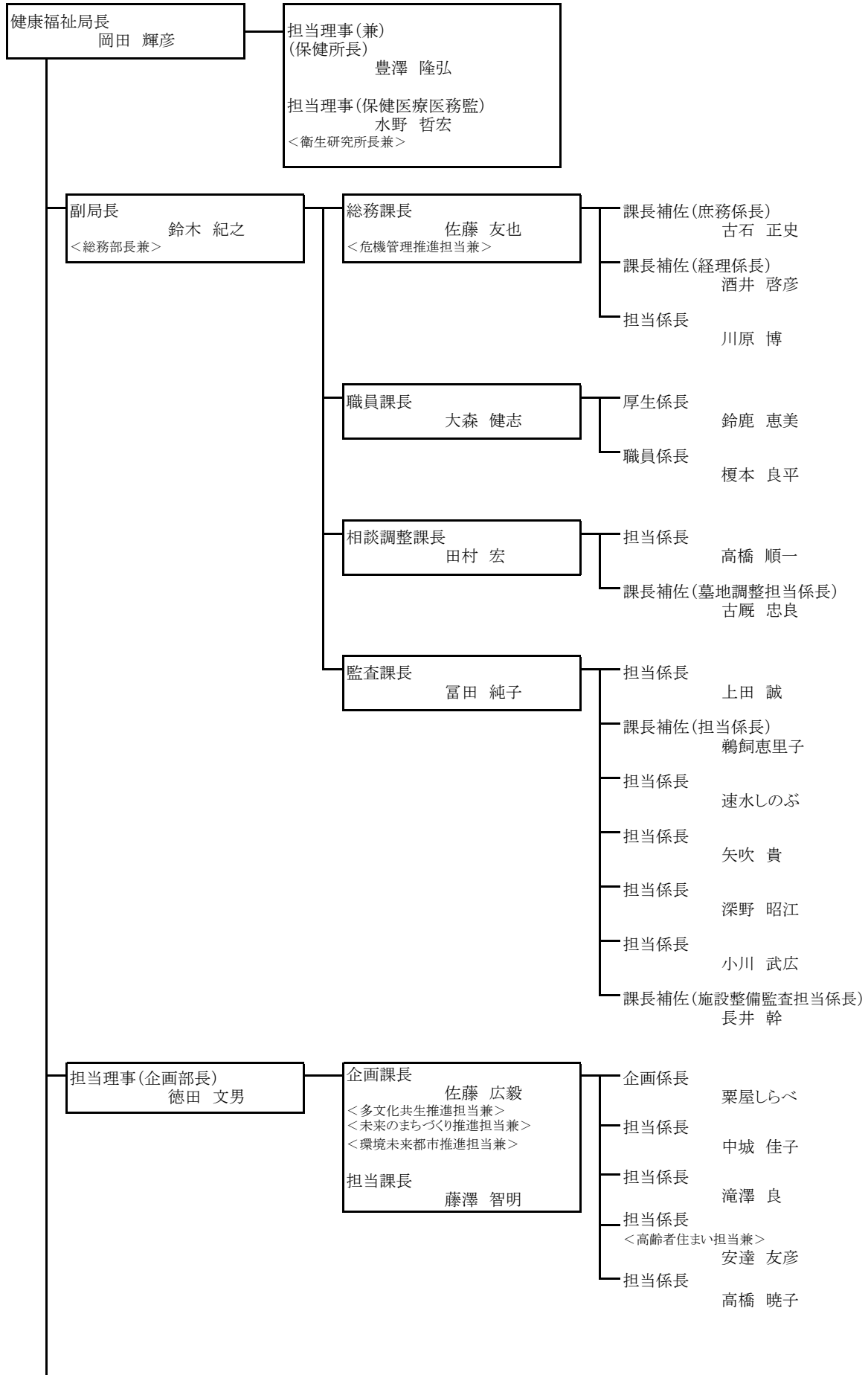


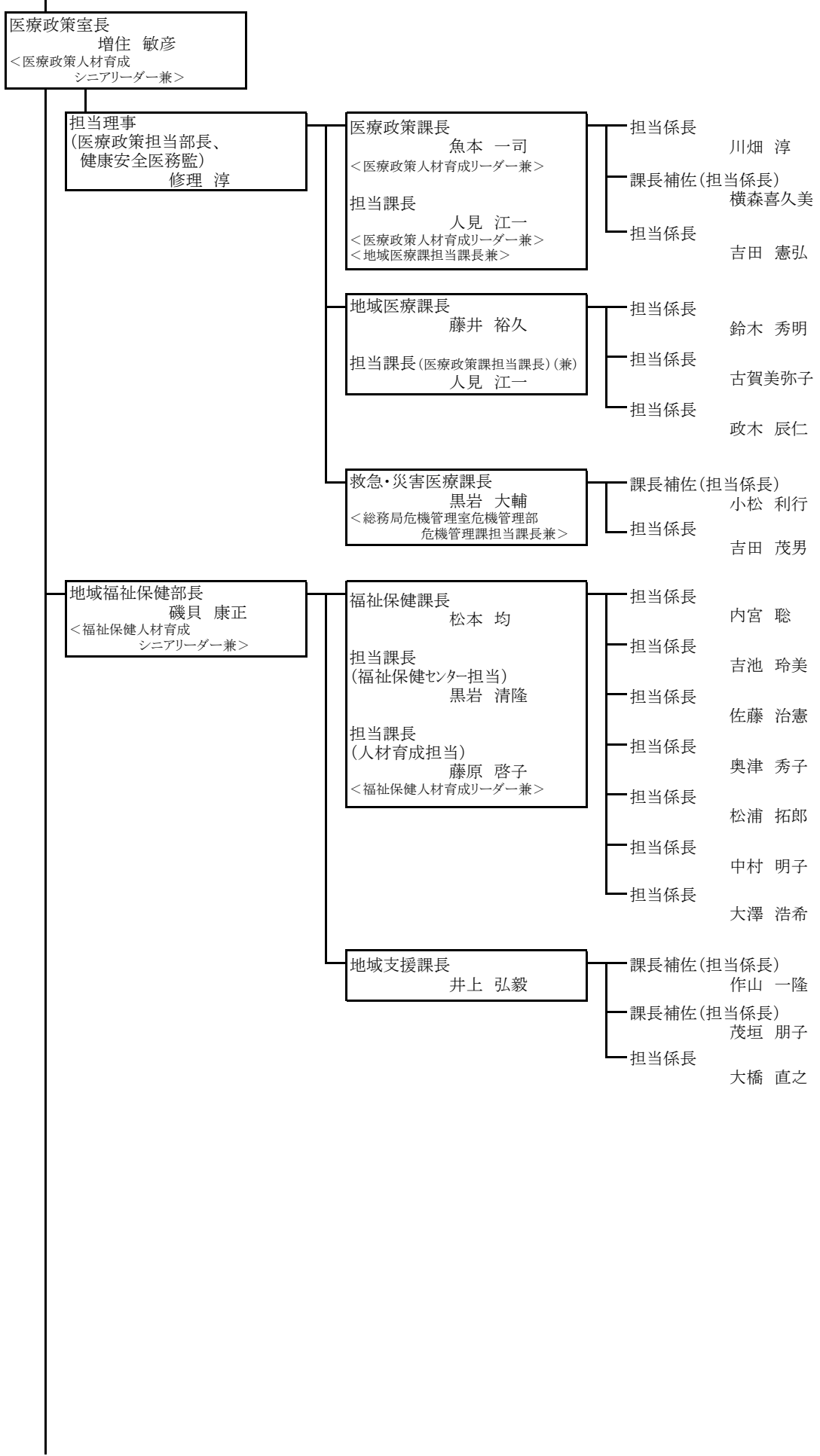
機構及び事務分掌

(平成 25 年 5 月)

健康福祉局

健康福祉局機構図(平成25年5月16日現在)





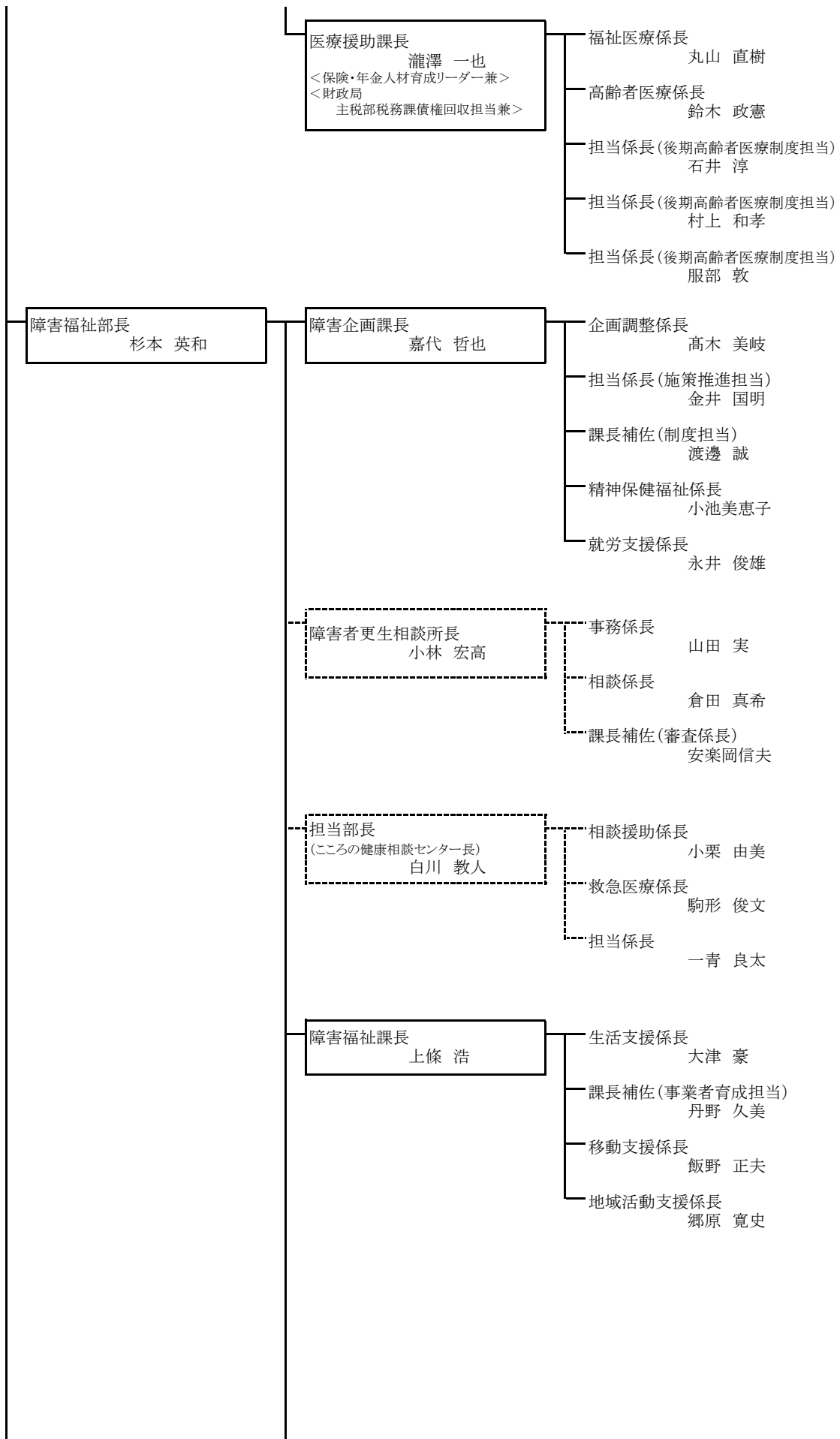
生活福祉部長
本田 秀俊
<保険・年金人材育成
シニアリーダー兼>

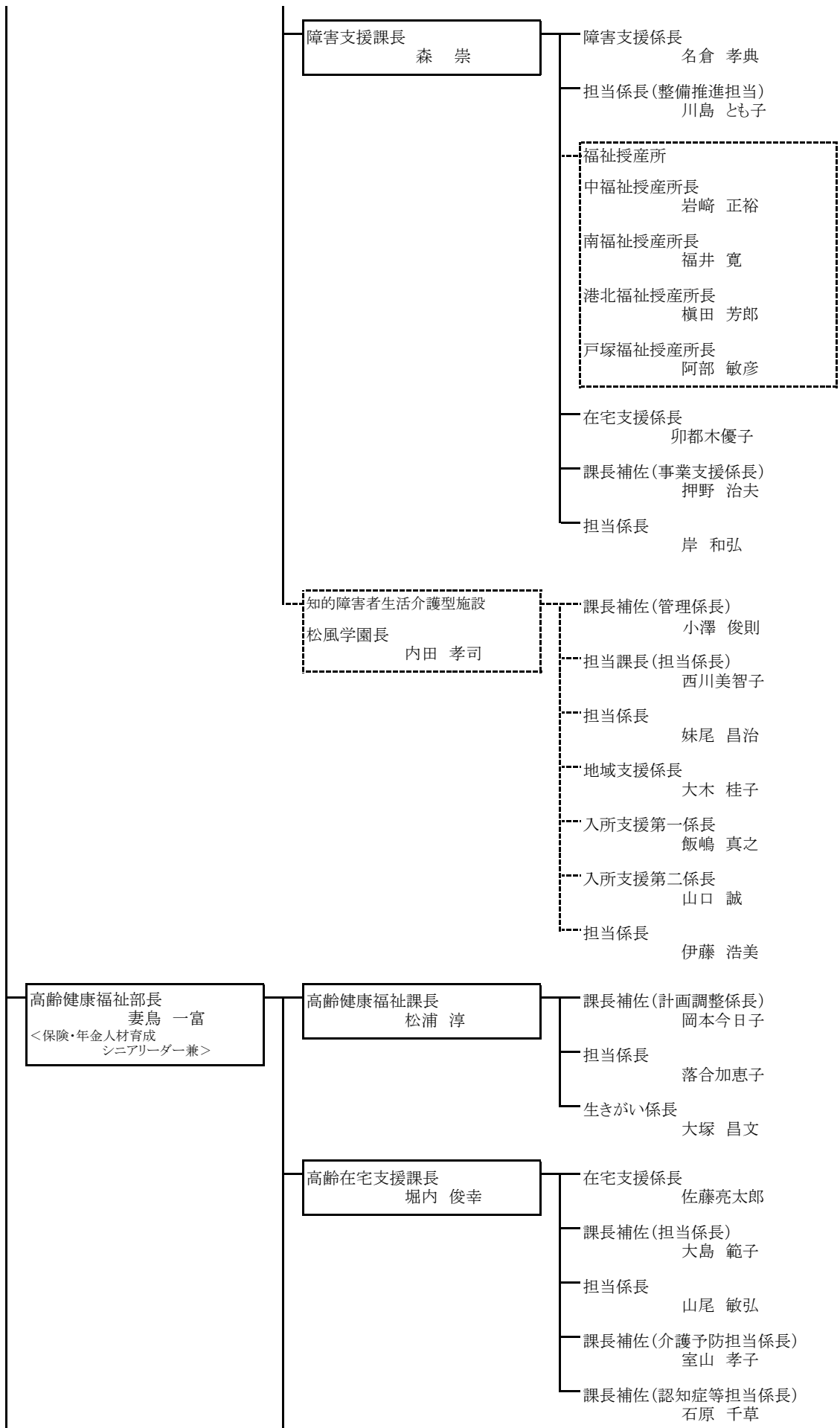
担当部長(保護課長)
巻口 徹
担当課長
(指導・適正化対策担当)
霧生 哲央
担当課長
(援護対策担当)
小島 順一
担当課長
(寿地区対策担当)
中路 博喜
担当課長
(支援調整担当)
小林 秀彦

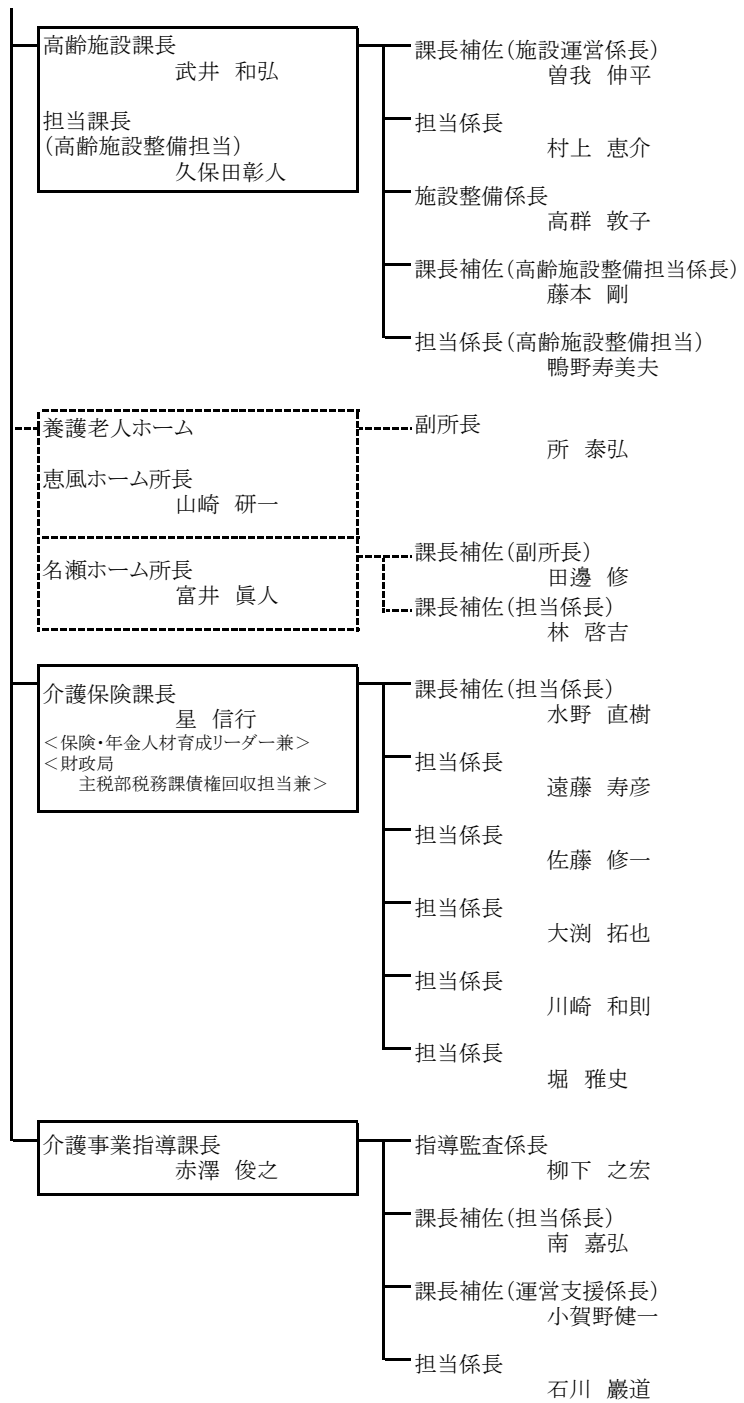
課長補佐(事務係長)
大友喜一郎
担当係長
木野内正己
課長補佐(保護係長)
新井 隆哲
担当係長(生活保護指導担当)
岩井 一芳
課長補佐(指導・適正化対策担当)
玉川 信一
担当係長(生活保護システム担当)
滝口 哲也
担当係長(生活支援制度準備担当)
黒田 佳和
課長補佐(援護対策担当)
永井 隆
担当係長(援護対策担当)
戸川由紀夫
担当係長(援護対策担当)
山口 真
担当係長(寿地区対策担当)
上林 伸好
担当係長(支援調整担当)
川中 洋至
担当係長(支援調整担当)
水原 伸浩

保険年金課長
中込 克志
<保険・年金人材育成リーダー兼>
担当課長
(収納対策担当)
榊原 秀和
<財政局
主税部税務課債権回収担当兼>

課長補佐(管理係長)
原田 正俊
担当係長(人材育成等担当)
大澤 吉幸
担当係長(特定健診等担当)
栗原明日香
担当係長(保険年金システム担当)
井田 理世
資格給付係長
藤本 弘
担当係長
坂入 章子
課長補佐(保険料係長)
栗山潤一郎
担当係長
長澤 勘平
課長補佐(収納対策担当係長)
川井 幸生
担当係長(収納対策担当)
鈴木 稔
課長補佐(国民年金係長)
菊池 清志







健康安全部長
畑澤 健一

担当部長
(監視等担当)
横溝 力男
<放射線対策担当兼>

担当部長(医務担当)
岩田 眞美
<健康安全課長兼>
<新型インフルエンザ等
対策担当部長兼>

担当部長(兼)
(健康安全担当)
里見 正宏
<鶴見区福祉保健センター長>

担当部長(兼)
(保健事業担当)
秋元 政博
<保土ヶ谷区福祉保健センター
医務担当部長>

担当部長(兼)
(健康安全担当)
高野つる代
<磯子区福祉保健センター
医務担当部長>

担当部長(兼)
(健康安全担当)
富田 千秋
<金沢区福祉保健センター長>

担当部長(健康安全課長)(兼)
岩田 眞美
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

担当課長
(新型インフルエンザ等対策担当)
高橋 馨

担当課長
(放射線対策担当)
小川 信也

担当課長(兼)
(健康安全担当)
青木 匡司
<瀬谷区福祉保健センター
医務担当課長>

課長補佐(担当係長)
山本 憲司

担当係長
菅野 美穂

担当係長
末永麻由美

担当係長
市川 美貴

担当係長
小野 範子

課長補佐(健康危機管理担当係長)
鈴木 祐子

課長補佐(健康危機管理担当係長)
<放射線対策担当兼>
田中 伸子

担当係長(健康危機管理担当)
毛利 一也

担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
羽布津昌子

担当係長(新型インフルエンザ等対策担当)
芳賀 義之

担当係長(放射線対策担当)
木野知 裕

生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

環境指導係長
池田 進

生活衛生係長
有竹 義男

<生活衛生課長、環境指導係長及び生活衛生係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
本間 豊

運営企画係長
武井 友子

担当係長
山本 登

愛護推進係長
梅田 宏子

食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠

課長補佐(食品監視係長)
牛頭 文雄

担当係長
及川 知子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
茂木 潤一
<放射線対策担当兼>

- 担当係長 富岡 幸世
- 担当係長 笈 佳世子
- 担当係長 東 健一
- 担当係長 大久保志保
- 担当係長(医療監視等担当) 前原 幹弘
- 担当係長(医療監視等担当) 小林 宏司
- 担当係長(医療監視等担当) 伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>

保健事業課長
仲嶋 正幸

担当部長
(保健事業課担当課長)
佐藤真理代

担当部長
(保健事業課担当課長)
田中 園治

担当部長
(事業推進担当課長)
木村 博和

担当課長(兼)
五十嵐吉光
<緑区福祉保健センター医務担当課長>

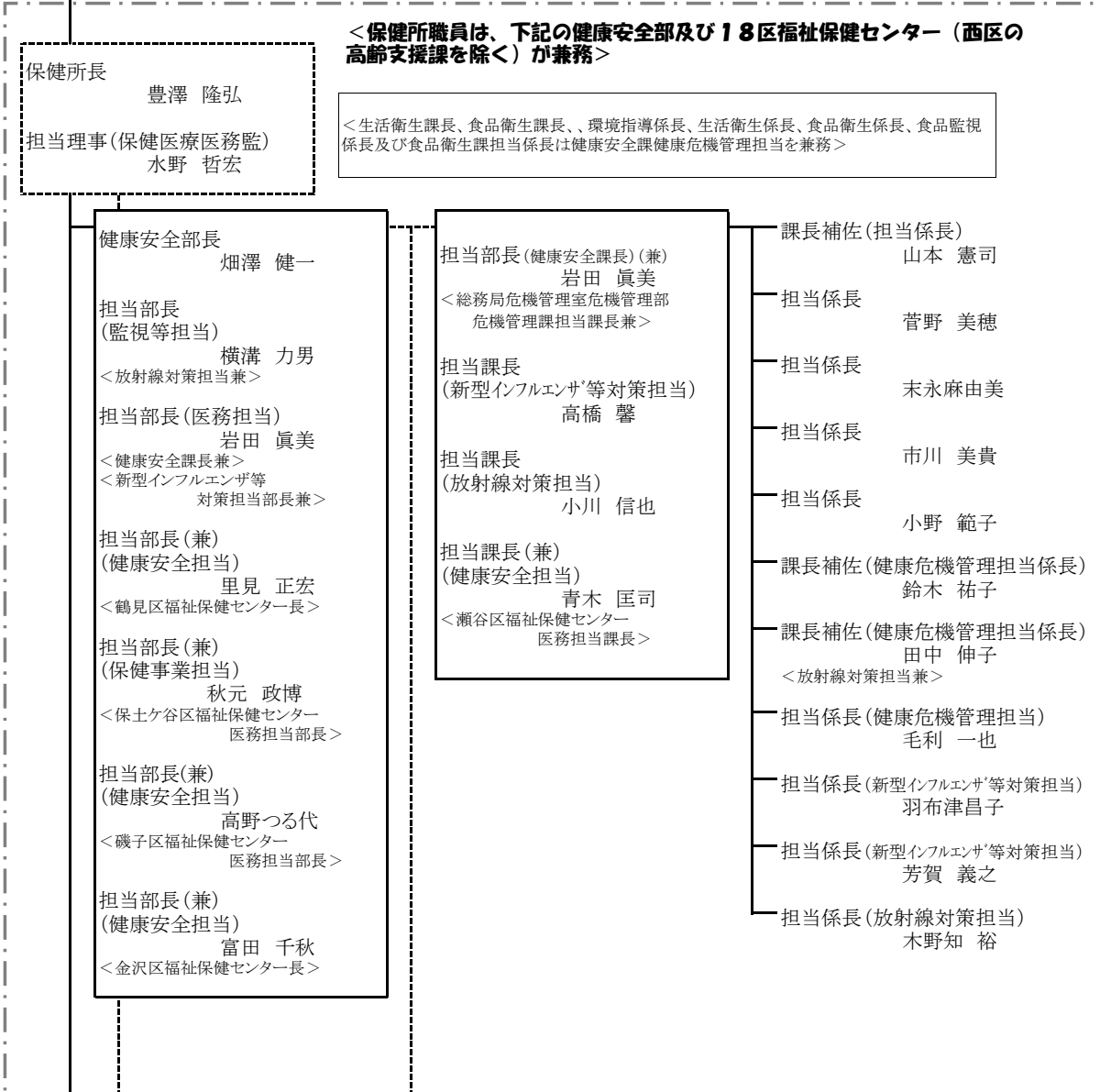
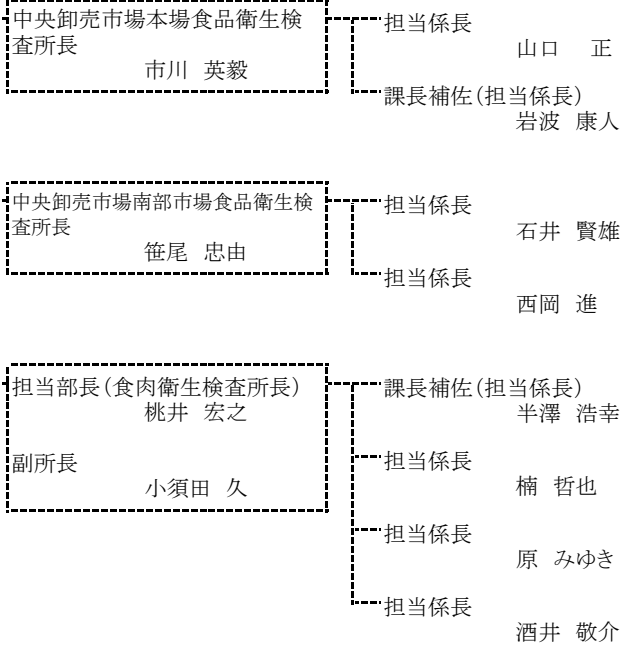
担当課長(兼)
松岡 慈子
<泉区福祉保健センター医務担当課長>

- 担当係長 山下 和宏
- 担当係長 曾我 直樹
- 担当係長 平林 桂
- 担当係長 橋本 宏
- 担当係長 長尾真佐枝
- 課長補佐(担当係長) 北村 秀一
<放射線対策担当兼>
- 担当係長 中出 純子
- 担当係長(兼) 近藤 修治
<南区福祉保健センター医務担当係長>

環境施設課長
小林 進

- 施設係長 富田 紀行
- 担当係長 相澤 義昭

- 齋場
- 久保山齋場長
橋本 寿晴
担当係長(久保山齋場担当) 志村 雅二
- 南部齋場長
渡辺 洋一
担当係長(南部齋場担当) 保科 博史
- 北部齋場長
加藤 正司
担当係長(北部齋場担当) 野村 泰弘
- 戸塚齋場長
木村 顯
担当係長(戸塚齋場担当) 内山 隆



生活衛生課長
渡辺 昭嘉
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

環境指導係長
池田 進
生活衛生係長
有竹 義男

<生活衛生課長、環境指導係長及び生活衛生係長は、健康安全課健康危機管理担当を兼務>

動物愛護センター長
本間 豊

運営企画係長
武井 友子
担当係長
山本 登
愛護推進係長
梅田 宏子

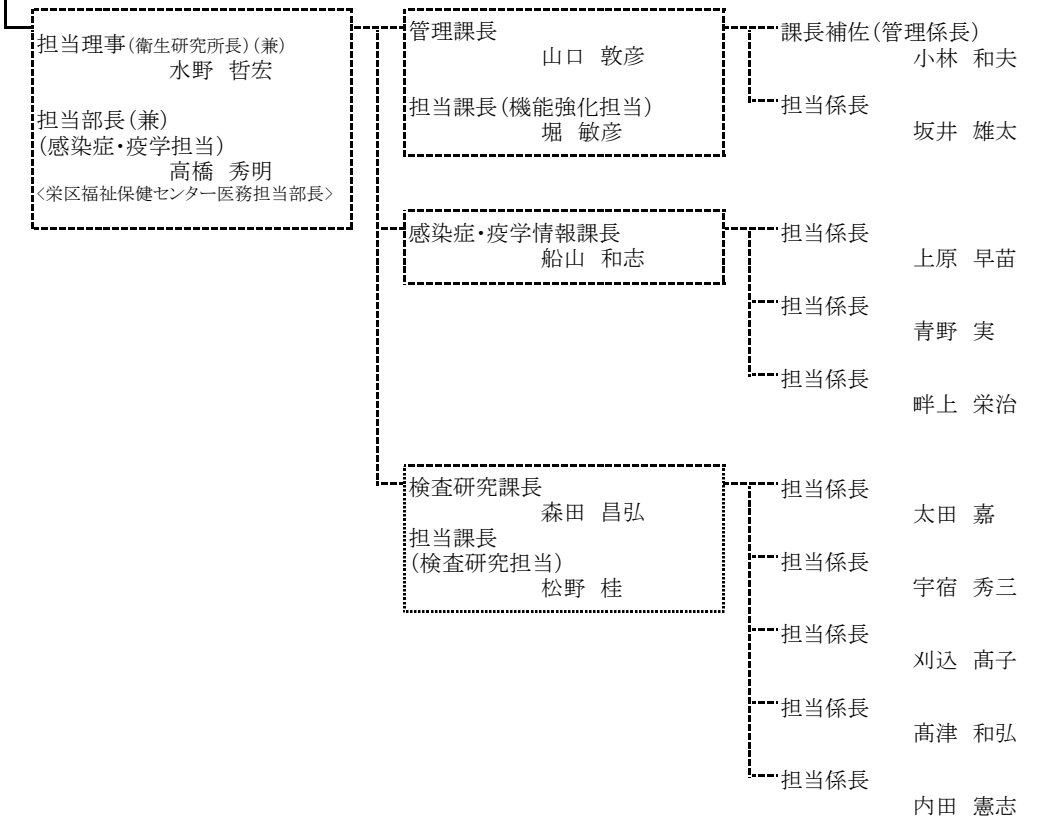
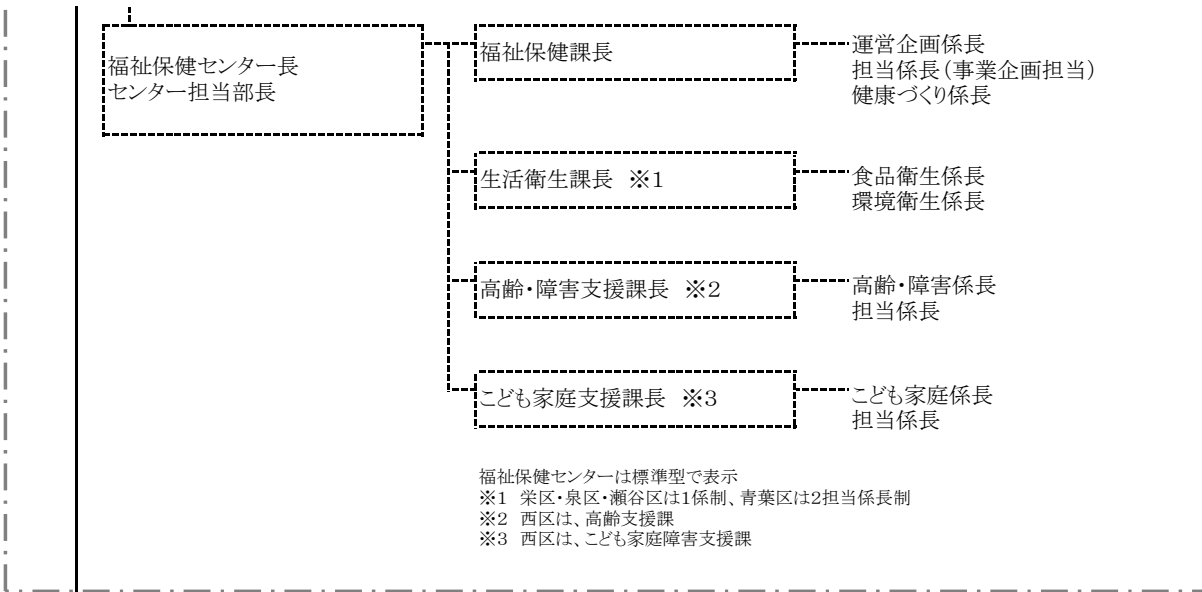
食品衛生課長
泉 俊明
<総務局危機管理室危機管理部
危機管理課担当課長兼>

食品衛生係長
河野 誠
課長補佐(食品監視係長)
牛頭 文雄
担当係長
及川 知子
<放射線対策担当兼>

<食品衛生課長、食品衛生係長、食品監視係長及び食品衛生課担当係長は健康安全課健康危機管理担当を兼務>

医療安全課長
茂木 潤一
<放射線対策担当兼>

担当係長
富岡 幸世
担当係長
笥 佳世子
担当係長
東 健一
担当係長
大久保志保
担当係長(医療監視等担当)
前原 幹弘
担当係長(医療監視等担当)
小林 宏司
担当係長(医療監視等担当)
伊藤 英幸
<放射線対策担当兼>



健康福祉局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 局内の文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 社会福祉、保健及び衛生に係る褒章及び表彰に関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 局内の予算及び決算に関すること。
- (6) 局内の財産管理に関すること。
- (7) 他の室、部及び課の主管に属しないこと。

職員課

- (1) 局所属職員等の研修に関すること。
- (2) 局所属職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- (3) 局所属職員等の人事に関すること。
- (4) 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。
- (5) 局内の組織に関すること。

相談調整課

- (1) 横浜市福祉調整委員会が受けた苦情申立て等に関すること。
- (2) その他横浜市福祉調整委員会に関すること。
- (3) 墓地等の設置等に係る紛争解決のためのあっせん及び紛争の調整に関すること。
- (4) 横浜市墓地等設置紛争調停委員会に関すること。

監査課

- (1) 社会福祉に係る事業等の監査に係る企画及び連絡調整に関すること(こども青少年局総務部監査課の主管に属するものを除く。以下この部中同じ。)
- (2) 社会福祉法人の設立、定款変更、解散、合併の認可等に関すること。
- (3) 社会福祉法人の監査その他の指導及び監督に関すること。
- (4) 社会福祉法人の改善命令、業務停止命令、役員解職の勧告及び解散命令に関すること。
- (5) 社会福祉施設、介護老人保健施設等の施設に係る事業その他の社会福祉事業の監査に関すること。
- (6) 社会福祉施設その他の施設の建設に対する助成についての検査等に関すること。
- (7) 特に命ぜられた監査その他の指導及び監督に関すること。

企画部

企画課

- (1) 社会福祉、保健及び衛生に係る総合的な企画、調整及び調査研究に関すること。
- (2) 社会福祉、保健及び衛生に係る統計及び情報の収集等に関すること(他の室及

び部の主管に属するものを除く。)

- (3) 横浜市社会福祉審議会に関すること。

医療政策室

医療政策課

- (1) 医療政策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 医療団体に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。)
- (3) 横浜市病院事業が経営する病院、公立大学法人横浜市立大学附属病院及び附属市民総合医療センター並びに地域中核病院が提供する医療等に係る調整に関すること。
- (4) 室内他の課の主管に属しないこと。

地域医療課

- (1) 地域医療に関すること。
- (2) 医療従事者の確保に関すること。
- (3) 地域中核病院の整備等に関すること。
- (4) 在宅医療の連携に関すること（他の部及び課の主管に属するものを除く。)

救急・災害医療課

- (1) 救急医療に関すること。
- (2) 災害医療に関すること。

地域福祉保健部

福祉保健課

- (1) 地域福祉保健推進施策の調整に関すること。
- (2) 地域福祉保健計画の推進に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりの推進に関すること。
- (4) 横浜市福祉のまちづくり推進会議に関すること。
- (5) 福祉保健センターにおける福祉保健施策の推進に係る連絡調整に関すること。
- (6) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会に関すること（障害福祉部の主管に属するものを除く。)
- (7) 社会福祉法人区社会福祉協議会等に関すること。
- (8) 地域福祉保健に係る人材育成に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- (9) 成年後見制度及び地域福祉に係る権利の擁護に関すること（他の部の主管に属するものを除く。)
- (10) 日本赤十字社及び赤十字奉仕団に関すること。
- (11) 災害救助に関すること。
- (12) 災害時要援護者支援事業に関すること。
- (13) その他地域福祉保健に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

地域支援課

- (1) 民生委員及び横浜市民生委員推薦会に関すること。

- (2) 地域包括支援センターの設置及び運営管理の総合調整に関すること。
- (3) 地域ケアプラザの整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (4) 福祉保健活動拠点の整備及び運営管理の総合調整に関すること。
- (5) 横浜市社会福祉センター及び福祉保健研修交流センターウィリング横浜の運営管理に関すること。

生活福祉部

保護課

- (1) 生活保護等に係る事務の企画、運営、指導その他生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の施行に関すること。
- (2) 保護施設の設置の認可並びに当該施設の休止及び廃止の認可に関すること。
- (3) 保護施設の改善命令、事業停止命令、認可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (4) 生活困難者に対する事業及び隣保事業に係る社会福祉施設(保護施設を除く。)及び社会福祉事業(以下この部中「施設等」という。)の開始、変更及び廃止の許可等に関すること。
- (5) 施設等の改善命令、事業停止命令、許可の取消しその他の指導及び監督に関すること。
- (6) 私立の保護施設の助成に関すること。
- (7) 市立の保護施設(授産所を除く。)の企画、設置及び運営管理に関すること。
- (8) 保護施設の法外扶助に関すること。
- (9) 生活保護世帯の法外援護に関すること。
- (10) 保護統計調査に関すること。
- (11) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- (12) 医療券等の審査に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく指定介護機関、指定医療機関等に関すること。
- (14) 被保護者の就労支援に関すること。
- (15) 原子爆弾被爆者の福祉に関すること。
- (16) 戦傷病者、戦没者遺族、中国帰国者等の援護に関すること。
- (17) 財団法人寿町勤労者福祉協会に関すること。
- (18) 寿地区対策に関すること。
- (19) ホームレスの自立支援に関すること。
- (20) 寿福祉プラザの管理に関すること。
- (21) 障害者のいる世帯等に係る水道料金減免事務の調整に関すること。
- (22) 生活困窮者の支援に係る事務の企画及び調整に関すること(他の局の主管に属するものを除く。)
- (23) 部内他の課の主管に属しないこと。

保険年金課

- (1) 国民健康保険及び国民年金(特定障害者に係る特別障害給付金を含む。以下この部中同じ。)の事務の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険被保険者の資格の得喪及び賦課徴収に係る総合調整に関すること。
- (3) 国民健康保険給付に関すること。

- (4) 国民健康保険及び国民年金の統計調査、事業報告等に関すること。
- (5) 国民健康保険制度及び国民年金制度の広報に関すること。
- (6) 区役所における国民健康保険及び国民年金の事務の指導及び連絡に関すること。
- (7) 国民健康保険関係職員の研修に関すること。
- (8) 横浜市国民健康保険運営協議会及び横浜市国民健康保険障害児育児手当金障害程度審査委員会に関すること。
- (9) 国民健康保険団体連合会に関すること。
- (10) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。

医療援助課

- (1) ひとり親家庭等の医療費助成事業に関すること。
- (2) 小児の医療費助成事業に関すること。
- (3) 重度心身障害者の医療費援助事業に関すること。
- (4) 身体障害者の更生医療給付に関すること。
- (5) 児童の医療給付等に関すること。
- (6) 後期高齢者医療事業及び老人保健医療事業に関すること。
- (7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (8) その他医療費助成に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

障害福祉部

障害企画課

- (1) 障害者及び障害児に係る一貫した施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 障害者及び障害児の福祉の推進に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (3) 障害者福祉サービスに関する広報及び福祉サービスの情報提供に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下この項において「法」という。)に係る事務の企画及び運用に関すること。
- (5) 発達障害者支援法に関すること(こども青少年局こども福祉保健部の主管に属するものを除く。)
- (6) 後見的支援を要する障害者の支援に関すること。
- (7) 精神科病院の実地指導に関すること。
- (8) 医療社会事業に関すること。
- (9) その他精神保健及び精神障害者福祉に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (10) 障害者更生相談所及びこころの健康相談センターとの連絡調整に関すること。
- (11) 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営管理に関すること。
- (12) 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団に関すること。
- (13) 自殺対策に関すること(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) 法に基づく自立支援医療費(精神障害者の通院医療に係るものに限る。)その他の精神障害者に係る医療費の公費負担に関すること(他の部及びこころの健康相談センターの主管に属するものを除く。)
- (15) 障害者の就業支援に関すること。

- (16) 福祉授産所等における受注、契約、工賃請求及び領収並びに当該授産所等への支払いに関する事。
- (17) 地域作業所等に対する作業のあっせんに関する事。
- (18) 横浜市障害者施策推進協議会に関する事。
- (19) 横浜市精神保健福祉審議会に関する事。
- (20) 部内他の課の主管に属しない事。

障害福祉課

- (1) 特別障害者手当等に関する事。
- (2) 心身障害者扶養共済事業に関する事。
- (3) 障害者及び障害児の移動支援に関する事。
- (4) 手話通訳の派遣に関する事。
- (5) 横浜市障害者研修保養センターの運営管理に関する事。
- (6) 横浜市障害者スポーツ文化センターの運営管理に関する事。
- (7) 障害者のスポーツ及び文化活動の推進に関する事。
- (8) 法に基づく介護給付費のうち、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく補装具費の支給に係る事務に関する事。
- (10) 法に基づく地域生活支援事業のうち、移動支援サービス、日常生活用具給付等、障害者入浴サービス、コミュニケーション支援及び相談支援に係る事務に関する事。
- (11) 障害者の生活環境の整備に関する事。
- (12) 特別乗車券に関する事。
- (13) その他障害者個人に対する給付に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)
- (14) その他障害者団体に関する事(他の局、部及び課の主管に属するものを除く。)

障害支援課

- (1) 市立の障害者施設に関する事(他の課の主管に属するものを除く。)
- (2) 市立の障害者施設の整備に関する事。
- (3) 私立の障害者施設及び障害者地域活動ホームの建設に対する助成に関する事。
- (4) 障害者施設の設置の認可等並びに当該施設の休止及び廃止の承認等に関する事。
- (5) 障害者施設への措置、措置費及び法外扶助に関する事。
- (6) 障害者施設の調査、指導及び調整に関する事。
- (7) 法に基づく介護給付費のうち、生活介護、短期入所、共同生活介護、施設入所支援及び療養介護に係る事務に関する事。
- (8) 法に基づく訓練等給付費に係る事務に関する事。
- (9) 法に基づく地域生活支援事業のうち、地域活動支援センター及び日中一時支援に係る事務に関する事。
- (10) 自立生活アシスタントに関する事。
- (11) 障害者地域活動ホーム及び小規模通所施設に関する事。

- (12) 精神障害者の退院促進支援に関すること。
- (13) 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会障害者支援センターの事業に関すること。
- (14) 障害者及び障害児の在宅生活の支援に関すること（他の局、部及び課の主管に属するものを除く。）。

高齢健康福祉部

高齢健康福祉課

- (1) 高齢者福祉に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること。
- (3) 介護福祉業務に従事する人材の確保に係る事業に関すること。
- (4) 老人クラブに関すること。
- (5) 老人福祉センター等に関すること。
- (6) 横浜市高齢者保養研修施設の運営管理に関すること。
- (7) その他高齢者の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

高齢在宅支援課

- (1) 在宅の要援護高齢者等の福祉に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 在宅の要援護高齢者等の保健事業その他地域看護業務に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 高齢者の介護予防事業に関すること。
- (4) 高齢者等の包括的支援事業に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者への支援に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 社会福祉法人横浜市福祉サービス協会に関すること。

高齢施設課

- (1) 介護保険施設の指定又は許可、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (2) 短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護を実施する事業者（いずれも予防給付に係るものを含む。）の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (3) 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を実施する事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること。
- (4) 生活支援短期入所生活介護に関すること。
- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく事業及び施設に係る許可等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 老人福祉施設への措置及び措置費並びに法外扶助に関すること。
- (7) 市立の老人福祉施設に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 老人福祉施設及び介護保険施設の建設に対する助成に関すること。

- (9) 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること。
- (10) サービス付き高齢者向け住宅の報告、検査、指示等に関すること（他の局の主管に属するものを除く。）。

介護保険課

- (1) 介護保険の事務の企画及び運営に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 介護保険料の算定に関すること。
- (3) 介護保険被保険者の資格の得喪、賦課徴収及び要介護認定等に係る総合調整に関すること。
- (4) 介護保険の給付に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- (5) 介護保険料に係る特別徴収義務者への還付に関すること。
- (6) 介護保険制度における住宅改修及び福祉用具購入に係る事業者の調整に関すること。
- (7) 介護保険に係る統計調査、事業報告等に関すること。
- (8) 介護保険制度の広報に関すること。
- (9) 区役所における介護保険の事務の指導及び連絡に関すること。
- (10) 介護保険関係職員の研修に関すること。
- (11) 横浜市介護認定審査会及び横浜市介護保険運営協議会に関すること。
- (12) 国民健康保険団体連合会に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。

介護事業指導課

- (1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定、指導、調整、改善勧告、改善命令等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域密着型サービスの拠点の整備に対する助成等に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

健康安全部

健康安全課

- (1) 健康安全に係る施策の企画及び調整に関すること。
- (2) 感染症の予防、医療、発生動向の調査等に関すること（保健所事務分掌規則第3条健康安全課の項第1号から第4号まで並びに第4条福祉保健課の項第3号及び第4号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 横浜市予防接種事故対策調査会に関すること。

生活衛生課

- (1) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づく経営の許可等に関すること。

- (2) 横浜市墓地等設置財務状況審査会に関すること。
- (3) 環境衛生関係団体に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）に基づく事業者の登録に関すること。
- (5) 昆虫等の防除に関すること（保健所事務分掌規則第 4 条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。）。
- (6) その他生活衛生に関すること（保健所事務分掌規則第 3 条生活衛生課の項及び第 4 条生活衛生課の項第 1 号から第 8 号までに掲げる事務を除く。）。
- (7) 動物愛護センターに関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係団体に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可、確認規程の認定等に関すること。
- (3) と畜場の設置の許可等に関すること。
- (4) その他食品衛生に関すること（保健所事務分掌規則第 3 条食品衛生課の項及び第 4 条生活衛生課の項第 9 号から第 11 号までに掲げる事務を除く。）。
- (5) 食肉衛生検査所及び中央卸売市場食品衛生検査所に関すること。
- (6) 衛生研究所に関すること。

医療安全課

- (1) 医療に係る相談等に関すること。
- (2) 医療安全情報の提供に関すること。
- (3) 医療安全研修に関すること。
- (4) その他医療安全の確保に関すること。
- (5) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく許可及び認可に関すること。

保健事業課

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 健康増進に関すること（他の部、課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 栄養改善に関すること。
- (4) 歯科保健に関すること（母子保健に係るものを除く。）。
- (5) 献血の推進等に関すること。
- (6) 保健活動推進員に関すること。
- (7) 原子爆弾被爆者の援護に関すること（生活福祉部の主管に属するものを除く。）。
- (8) 難病対策に関すること。
- (9) その他疾病対策に関すること（他の室、部及び課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 公害健康被害の調査、補償及び救済に関すること。
- (11) 横浜市公害健康被害認定審査会及び横浜市公害健康被害診療報酬審査会に関すること。
- (12) その他公害保健福祉に関すること。
- (13) 衛生に係る統計及び人口動態統計に関すること。
- (14) 公益財団法人横浜市総合保健医療財団に関すること。
- (15) 横浜市スポーツ医科学センター及び横浜市総合保健医療センターに関すること。

(16) 部内他の課の主管に属しないこと。

環境施設課

- (1) 市営墓地、斎場及び霊堂の運営管理に関すること。
- (2) 市営墓地、斎場及び霊堂の整備に関すること。

保健所事務分掌

健康安全部

健康安全課

- (1) 横浜市感染症診査協議会に関すること。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく他の行政機関との協議に関すること。
- (3) 検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく検疫感染症の患者に係る通報の受理及び検疫の免除の許可に関すること。
- (4) 次条福祉保健課の項第3号及び第4号並びに同条生活衛生課の項第11号及び第16号に掲げる事務の総括に関すること。
- (5) 部内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく温泉の利用の許可及びその取消し、温泉の利用の許可を受けた者の合併及び分割並びに相続に関する承認、温泉の成分等の掲示内容等の届出及びその変更命令、管理者に対する措置命令並びに土地の掘削許可等に関して神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (2) 温泉法施行細則(昭和59年3月横浜市規則第11号)に基づく温泉利用事項の変更並びに温泉利用施設の廃止及び休止の届出に関すること。
- (3) 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可、変更の届出及び許可の取消しに関すること。
- (4) 化製場等に関する法律施行細則(昭和59年9月横浜市規則第93号)に基づく化製場等の設置事項の変更並びに経営の停止及び廃止の届出に関すること。
- (5) えなその他出産に伴う産あい物処理業者条例(昭和25年神奈川県条例第52号)に基づく焼却場の施設の検査、事情の聴取、立入検査及び特別の施設の措置命令並びに神奈川県知事に提出する書類の経由事務に関すること。
- (6) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (7) 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成23年2月横浜市条例第5号)に基づく立入調査に関すること。
- (8) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和48年法律第112号)に基づく措置命令、報告の徴収、立入検査、質問及び収去に関すること。
- (9) 横浜市簡易給水水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成3年12月横浜市条例第56号)に基づく公表に関すること。
- (10) 次条生活衛生課の項第1号から第8号までに掲げる事務の総括に関すること。

動物愛護センター

- (1) 横浜市動物愛護センター条例(平成22年12月横浜市条例第44号)第2条第1号から第11号までの規定に基づく事務に関すること。
- (2) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく犬の登録並びに鑑札及び注射済票の交付に関すること(横浜市動物愛護センター条例第2条第3号から第5

号までの規定により保管した犬を所有者に返還し、又は第三者に譲渡する場合に、その所有者又は譲受人の依頼によって行うものに限る。)

- (3) 次条生活衛生課の項第 12 号から第 14 号までに掲げる事務の統括に関すること。

食品衛生課

- (1) 食品衛生関係営業の監視及び指導に関すること。
- (2) 食品等の検査に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 9 号及び第 10 号に掲げる事務の総括に関すること。

医療安全課

- (1) 医事及び薬事に関すること(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく許可及び認可並びに次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務を除く。)
- (2) 医療施設調査規則(昭和 28 年厚生省令第 25 号)に基づく調査票等の受理及び送付に関すること。
- (3) 次条生活衛生課の項第 15 号に掲げる事務の総括に関すること。

福祉保健センター

福祉保健課

- (1) 国民生活基礎調査規則(昭和 61 年厚生省令第 39 号)等に基づく調査票等の審査整理及び提出に関すること。
- (2) 人口動態調査令(昭和 21 年勅令第 447 号)に基づく調査票の審査及び提出に関すること。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務(同法に基づく医療費の負担、医療機関の指定、厚生労働大臣への報告、感染症発生時の調査協力依頼及び感染症に係る情報の公表に関する事務並びに前条健康安全課の項第 1 号及び第 2 号並びにこの条生活衛生課の項第 5 号に掲げる事務を除く。)に関すること。
- (4) 検疫法に基づく検査、消毒その他検疫感染症の予防上必要な措置に関すること。
- (5) 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)に基づく栄養指導その他の保健指導、特定給食施設及び特別用途食品等に関すること。
- (6) 横浜市小規模給食施設の栄養管理に関する条例(平成 12 年 2 月横浜市条例第 6 号)に基づく事務に関すること。
- (7) センター内他の課の主管に属しないこと。

生活衛生課

- (1) 環境衛生関係営業に関すること。
- (2) 墓地、火葬場等の管理者の届出等に関すること。
- (3) 専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、飲用井戸等の衛生に関すること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関すること(事業者の登録に関する事務を除く。)
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくねずみ族、昆虫等の駆除並びに消毒(患者がいる場所及びいた場所並びに感染症により死亡した者の死体がある場所及びあった場所に係るものを除く。)に関すること。
- (6) 居住衛生に関すること。

- (7) 有害物質を含有する家庭用品の衛生に関すること。
- (8) 前各号に掲げる事務に係る苦情受付及び調査に関すること。
- (9) 食品衛生関係営業に関すること。
- (10) 食中毒の予防に関すること。
- (11) 食中毒の発生措置に関すること。
- (12) 狂犬病予防に関すること。
- (13) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)に基づく動物取扱業者の動物の管理方法等の改善勧告、措置命令、報告の徴収及び立入検査、生活環境の損失を生じさせる事態の除去に必要な勧告及び措置命令、特定動物飼養者に対する措置命令、報告の徴収及び立入検査、犬及びねこの引取り並びに動物の収容に関すること。
- (14) 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例(平成 18 年 3 月横浜市条例第 17 号)に基づく事務に関すること。
- (15) 患者調査規則(昭和 28 年厚生省令第 26 号)及び医療法施行令(昭和 23 年政令第 326 号)に基づく調査票等の受理及び送付、医師等の免許の経由事務、施術所、歯科技工所、薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品の販売業、医療機器の販売業及び賃貸業並びに毒物劇物販売業に関すること。
- (16) 健康危機管理に関すること。

高齢・障害支援課（西福祉保健センターを除く）

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター、中福祉保健センター、保土ヶ谷福祉保健センター、都筑福祉保健センター及び栄福祉保健センター(以下「神奈川福祉保健センター等」という。))に限る。)
- (3) 身体障害者福祉法施行令(昭和 25 年政令第 78 号)に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等に限る。)

こども家庭支援課（西福祉保健センターを除く）

- (1) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (2) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること(神奈川福祉保健センター等を除く。)
- (3) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。

こども家庭障害支援課(西福祉保健センター)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく書類の経由事務に関すること(精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療に関する事務を除く。)
- (2) 児童福祉法に基づく身体障害児の療育の指導等に関すること。

- (3) 身体障害者福祉法施行令に基づく診査を受けるべき旨の通知の受理、障害程度の変化に関する通知及び身体障害者手帳の交付を受けた者に係る通知の受理に関すること。
- (4) 母子保健法に基づく妊娠の届出の経由事務に関すること。



平 成 2 5 年 度

事 業 概 要

(平成25年5月)

健 康 福 祉 局

平成25年度 健康福祉局予算総括表

(単位：千円)

(一般会計)					
項 目	本年度	前年度	増△減	増減率	備 考
7 款					
健康福祉費	297,548,436	285,687,320	11,861,116	4.2	
1 項					
社会福祉費	41,288,538	40,107,241	1,181,297	2.9	社会福祉総務費、社会福祉事業振興費、国民年金費、ひとり親家庭等医療費、小児医療費
2 項					
障害者福祉費	83,117,848	76,789,672	6,328,176	8.2	障害者福祉費、こころの健康相談センター等運営費、障害者手当費、重度障害者医療費、障害者福祉施設運営費、リハビリテーションセンター等運営費
3 項					
老人福祉費	10,083,758	10,045,504	38,254	0.4	老人措置費、老人福祉費、老人福祉施設運営費
4 項					
生活援護費	130,299,801	128,315,287	1,984,514	1.5	生活保護費、援護対策費
5 項					
健康福祉施設整備費	12,170,542	9,789,358	2,381,184	24.3	健康福祉施設整備費
6 項					
公衆衛生費	18,090,023	18,307,292	△ 217,269	△ 1.2	予防費、健康診査費、健康づくり費、医療対策費、地域保健推進費、公害・石綿健康被害対策事業費
7 項					
環境衛生費	2,497,926	2,332,966	164,960	7.1	食品衛生費、衛生研究所費、食肉衛生検査所費、環境衛生指導費、葬務費、動物保護指導費
17 款					
諸支出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	
1 項					
特別会計繰出金	107,945,501	104,789,568	3,155,933	3.0	国民健康保険事業費、介護保険事業費、後期高齢者医療事業費、公害被害者救済事業費、水道事業、自動車事業、高速鉄道事業及び病院事業会計繰出金
一般会計計	405,493,937	390,476,888	15,017,049	3.8	
(特別会計)					
国民健康保険事業費会計	370,124,361	359,535,112	10,589,249	2.9	
介護保険事業費会計	222,055,548	213,391,093	8,664,455	4.1	
後期高齢者医療事業費会計	62,968,847	63,060,771	△ 91,924	△ 0.1	
公害被害者救済事業費会計	47,906	41,504	6,402	15.4	
新墓園事業費会計	294,773	600,543	△ 305,770	△ 50.9	
特別会計計	655,491,435	636,629,023	18,862,412	3.0	

健康福祉局一般会計予算の財源		
	本年度	前年度
特定財源	(42.8)	(43.7)
	173,587,973	170,830,687
一般財源	(57.2)	(56.3)
	231,905,964	219,646,201
合 計	(100)	(100)
	405,493,937	390,476,888

() 内は構成比

目 次

I 地域福祉保健の推進	4
1 地域福祉保健計画推進事業等	4 だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業
2 権利擁護事業	5 地域ケアプラザ整備・運営事業
3 福祉人材確保事業	

II 高齢者保健福祉の推進	8
・ 介護保険制度関連事業の概要	10 介護保険外サービス
6 介護保険事業	11 低所得者の利用者負担助成事業
7 地域支援事業（介護予防事業）	12 高齢者の社会参加促進
8 地域支援事業（包括的支援事業）	13 地域密着型サービス推進事業
9 地域支援事業（任意事業）	14 特別養護老人ホーム等整備事業

III 障害者施策の推進	16
・ 障害福祉主要事業の概要	20 小規模通所施設補助事業
・ 将来にわたるあんしん施策	21 障害者施設整備事業等
15 障害者相談支援事業等	22 自殺対策事業
16 障害者居宅介護事業	23 精神科医療体制の確保
17 障害者移動支援事業	24 重度障害者医療費援助事業
18 障害者の地域生活支援事業	25 障害者就労支援事業
19 障害者グループホーム設置運営事業	

IV 生活基盤の安定と自立の支援 26

- | | | | |
|----|--------------------------|----|-----------|
| 26 | 生活保護事業 | 29 | 後期高齢者医療事業 |
| 27 | 援護対策事業 | 30 | 国民健康保険事業 |
| 28 | 小児医療費・ひとり親家庭等医療費
助成事業 | | |

V 地域医療体制の確保と充実 30

- | | | | |
|----|------------------|----|-----------|
| 31 | 医療政策の推進 | 34 | 災害医療体制の充実 |
| 32 | 小児・産科・周産期医療体制の充実 | 35 | 救急医療体制の充実 |
| 33 | 地域医療体制の確保 | | |

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援 34

- | | | | |
|----|---------------|----|---------------|
| 36 | 予防接種事業 | 43 | 動物の愛護及び保護管理事業 |
| 37 | 感染症・食中毒対策事業等 | 44 | 健康づくりの推進 |
| 38 | 新型インフルエンザ対策事業 | 45 | がん検診事業 |
| 39 | 医療安全の推進 | 46 | 公害健康被害者等への支援 |
| 40 | 放射線対策推進事業 | 47 | 斎場・墓地管理運営事業 |
| 41 | 食の安全確保事業 | | |
| 42 | 快適な生活環境の確保事業 | | |

・ 外郭団体関連予算一覧 42

◇ 冊子中の表記の説明
【中期】「横浜市中期4か年計画」で「目標達成に向けた主な事業」として掲載されている事業です。
※ この冊子の中の数値は、各項目ごとに四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

I 地域福祉保健の推進

1	地域福祉保健計画 推進事業等		<p>事業内容 地域と関係機関、団体等と行政が協働して、地域づくりや見守り、支え合いの取組を進めます。</p> <p>1 地域福祉保健計画推進事業【中期】〈拡充〉 500万円 地域社会全体で福祉や保健などの生活課題に取り組み、支えあいを進めていくための仕組みづくりとして第3期横浜市地域福祉保健計画を策定します。 (計画期間：26～30年度) また、第2期市計画を推進するとともに、区計画の推進を支援します。</p> <p>2 ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業【中期】 2,585万円 ひとり暮らし高齢者について本市が保有する個人情報をも民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるよう支援します。 また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。</p> <p>3 地域の見守りネットワーク構築支援事業 1,715万円 地域における高齢者等の孤立予防の一環として、地域住民及び地域団体、NPO・ボランティア団体、地域包括支援センター等による見守りネットワークの構築を支援します。 活動助成：18地区</p> <p>4 地域福祉・交流拠点モデル事業 1億5,000万円 身近な地域に、高齢者、障害者、子育て世代等、幅広い市民の相互交流を促進するコミュニティサロン等の拠点を整備するため、NPO等の事業者に対し整備費用を補助します。 工事費等補助：上限3,000万円 5か所</p> <p>5 災害時要援護者支援事業【中期】 4,900万円 災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する要援護者の個人情報を自主防災組織に提供する「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での自主的な支え合いの取組を支援します。〈拡充〉</p> <p>6 区福祉保健センター職員の人材育成〈拡充〉 518万円 (1) 専門職人材育成ビジョン(仮)を策定し、新たな研修体系に基づく階層別研修・技術研修等の実施により、地域福祉保健推進を担う職員を育成します。 (2) 福祉保健分野の学生実習を受入れ、次代の地域福祉保健人材を育成します。</p>
本 年 度	2億5,218万円		
前 年 度	2億6,565万円		
差 引	△1,347万円		
本年度の 財源内訳	国	2億500万円	
	県	—	
	その他	290万円	
	市 費	4,427万円	

2	権 利 擁 護 事 業		事業内容 高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう、権利擁護を推進します。
本 年 度	3 億3, 392万円		1 横浜生活あんしんセンター運営事業 2 億533万円 権利擁護に関わる相談や契約に基づく定期訪問・金銭管理サービス、財産関係書類等預かりサービス、法定後見受任等にかかる運営費を助成します。 また、権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発を行うとともに、関係機関等と連携し、権利擁護を推進します。 さらに、区社会福祉協議会による法人後見実施に向けた全区での体制を整備します。
前 年 度	2 億6, 145万円		
差 引	7, 247万円		
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	1 億5, 250万円	
	県	1, 711万円	
	その他	2, 325万円	
	市 費	1 億4, 106万円	
3 成年後見制度利用促進事業 1, 133万円 (1) 成年後見サポートネット 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、各区で専門職団体と地域包括支援センター等専門機関による事例検討や情報交換を行い適切な制度活用と連携を促進します。 また、市民後見人養成を行う西区・緑区・青葉区では、新たに市民後見人の支援を行う機能を追加するとともに、ネットワークを強化し、重層的な権利擁護体制を構築します。			
(2) 権利擁護関係職員の資質向上と業務の円滑実施 区福祉保健センター、区社協あんしんセンター、地域包括支援センター等職員向けの研修等を通じ、権利擁護が必要な高齢者・障害者への適切な支援と迅速な制度利用を促進します。			
4 市民後見人養成・活動支援事業 3, 401万円 (1) 市民後見人養成課程実務実習の実施 24年度に開始した第1期市民後見人養成研修を修了した方を対象に、被後見人等への具体的な支援や実務を実地で学ぶ実務実習を実施します。			
(2) 市民後見人養成・活動支援の体制の構築 地域における権利擁護を市民参画で進めるため、後見推進機関「横浜生活あんしんセンター」による市民後見人の活動支援体制を構築します。			

3	福祉人材確保事業		事業内容 福祉人材不足解消のため、新たな従事者の確保や就業支援を行います。 1 福祉人材の就業支援 1,162万円 (1) ヘルパー増加作戦事業【中期】 初任者研修課程を受講し、市内福祉施設などに就職した方に対し受講料を補助します。 (2) 福祉人材のマッチング支援 インターネット上で身近な福祉関連施設などの求人情報を提供し就業者数の増加を図ります。 (3) 介護の仕事のイメージアップ (4) 将来の介護人材育成確保事業 (5) 介護人材就業セミナー等支援事業 2 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム推進事業 7,476万円 市内の介護サービス事業者等に、介護資格取得を目指す方の新規雇用を委託し、雇用創出を図ります。 3 海外からの介護福祉人材就労支援事業 5,420万円 経済連携協定に基づきインドネシア・フィリピンから来日した介護福祉士候補者の施設での就労・研修に対する助成や環境整備を通じて、国家資格取得の支援を行います。
本 年 度	1 億4,058万円		
前 年 度	2 億1,527万円		
差 引	△7,469万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	7,476万円	
	その他	—	
	市 費	6,582万円	

4	だれにもやさしい福祉のまちづくり推進事業		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。 1 福祉のまちづくり条例推進事業 1,317万円 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 条例施行規則の改正及びこれに伴う施設整備マニュアルの作成、周知等 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 3,256万円 ノンステップバス導入のための補助 59台
本 年 度	4,572万円		
前 年 度	6,886万円		
差 引	△2,313万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	63万円	
	市 費	4,509万円	

5	地域ケアプラザ 整備・運営事業		事業内容 市民の誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、地域における福祉保健の拠点として、地域活動交流及び地域包括支援センター等の機能を担う地域ケアプラザの整備・運営を行います。
本 年 度	32億7,878万円		1 整備事業 4億7,083万円 建設等6か所（前年度5か所）
前 年 度	30億5,947万円		(1) 新規建設等 3か所 〔 着工 1か所 [馬場(仮称)] しゅん工 2か所(累計132か所) 〔白根、新羽(仮称)] 〕
差 引	2億1,931万円		(2) 設計等 3か所 〔日限山、二俣川、すすき野〕(仮称)
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	3,200万円	2 運営事業 28億796万円
	県	100万円	(1) 運営 130か所(既設)
	その他	3億7,289万円	(2) 施設機能
	市 債	1,700万円	ア 地域活動交流
	市 費	28億5,590万円	イ 地域包括支援センター (予算は11ページ8の1に計上) ウ 福祉保健サービス(デイサービス等)

(3) 地域福祉コーディネーター養成研修 **〈拡充〉**

※ 地域包括支援センターの事業費は含まない。同経費は介護保険事業費会計に計上。
(P.11の8参照)

[建設等6か所]

		所在区	名称	事業内容等	しゅん工 予定	開所 予定
継続	新規建設	1 鶴見区	馬場(仮称)	着工	26年度	26年度
	継続設計	2 港南区	日限山(仮称)	実施設計	27年度	27年度
	再開発 ビル 床取得	3 旭区	二俣川(仮称)	床取得費(25年度分) 床取得費(26~29年度) に係る債務負担行為の設定	29年度	30年度
新規	新規 設計等	4 旭区	白根	内装工事、民間ビル賃貸借	26年2月	26年4月
		5 港北区	新羽(仮称)	民間ビル賃貸借による整備	26年2月	26年4月
		6 青葉区	すすき野(仮称)	測量・地質調査等	28年度	28年度

※新規設計等3か所は、「地域ニーズに沿った施設のあり方検討プロジェクト」の結果を踏まえた新たな手法による整備。

Ⅱ 高齢者保健福祉の推進

介護保険制度関連事業の概要

1 介護保険給付（9ページ：6番） 2,114億3,195万円

在宅(居宅)サービス 1,096億1,112万円

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修
- ・居宅介護支援

1,096億1,112万円

- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所介護
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援

地域密着型サービス 209億9,330万円

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホーム)
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)
- ・複合型サービス

- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

予防給付 <要支援者対象>
(再掲) 97億1,800万円

施設サービス(介護保険3施設) 679億7,035万円

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他 128億5,718万円

- ・高額介護(予防)サービス費
- ・高額医療合算介護(予防)サービス費
- ・特定入所者介護(予防)サービス費
- ・審査支払手数料

2 地域支援事業（10～11ページ） 48億6,934万円

介護予防事業 4億3,008万円 (10ページ：7番)

- ・地域づくり型介護予防事業
- ・介護予防推進事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・介護支援ボランティアポイント事業

包括的支援事業 32億5,162万円 (11ページ：8番)

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・ケアマネジメント推進事業

任意事業 11億8,765万円 (11ページ：9番)

- ・介護給付費適正化事業
- ・介護相談員派遣事業
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業
- ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業
- ・民間活力による高齢者見守り推進事業
- ・地域で支える介護者支援事業
- ・在宅重度要介護者家庭援護金給付事業
- ・成年後見制度利用支援事業
- ・介護サービス自己負担助成費
- ・訪問指導事業

3 その他事務費 57億5,426万円

- ・保険運営費
- ・要介護認定等事務費
- ・職員人件費 等

4 介護保険外サービス（12ページ：10番） 12億6,726万円

- ・高齢者ホームヘルプ事業
- ・認知症支援事業
- ・緊急ショートステイ床確保事業
- ・療養通所介護促進等事業
- ・高齢者の住まい・生活支援事業 等
- ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業
- ・在宅高齢者虐待防止事業
- ・医療対応促進助成事業
- ・中途障害者支援事業

5 低所得者の利用者負担助成事業（13ページ：11番） 1億122万円

- ・社会福祉法人による利用者負担軽減【一般会計】
- ・介護サービス自己負担助成【特別会計(再掲)】

6	介護保険事業 (介護保険事業費会計)		事業内容 介護保険法、第5期介護保険事業計画等に基づき、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定、保険給付等を行います。 1 被保険者 (25年10月見込み) (1) 第1号被保険者(65歳以上) 約81万人 (2) 第2号被保険者(40～64歳) 約130万人 2 要介護認定 (25年10月見込み) 介護認定審査会の審査判定に基づき、各区で要介護認定を実施します。 要介護認定者数 約13.7万人 3 保険給付 保険給付費 2,114億3,195万円 (1) 在宅介護サービス給付費 1,096億1,112万円 (2) 地域密着型サービス給付費 209億9,330万円 (3) 施設介護サービス給付費 679億7,035万円 (4) 高額介護サービス費等 128億5,718万円 4 介護保険料(第1号被保険者) (1) 保険料基準額 <月額換算>5,000円(24～26年度) (21～23年度4,500円) (2) 保険料減免 ア 低所得者減免 イ 住宅譲渡所得減免
	本年度	2,220億5,555万円	
	前年度	2,133億9,109万円	
	差引	86億6,446万円	
本年度の財源内訳	国	451億8,338万円	
	県	318億1,100万円	
	第1号保険料	484億318万円	
	第2号保険料	614億2,721万円	
	基金繰入金等	29億3,931万円	
	市費	322億9,147万円	

(3) 段階別保険料

段階	割合	対象者	保険料年額(月額)
第1段階	0.45	生活保護受給者・高齢福祉年金受給者・中国残留邦人等支援給付対象者	27,000円(月2,250円)
第2段階	0.45	本人、世帯とも 市民税非課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 27,000円(月2,250円)
第3段階	0.60		(うち本人年金120万円以下等かつ第2段階を除く者) 36,000円(月3,000円)
第4段階	0.65		(うち第2段階・第3段階を除く者) 39,000円(月3,250円)
第5段階	0.95	本人市民税非課税 世帯市民税課税者	(うち本人年金80万円以下等の者) 57,000円(月4,750円)
第6段階	1.00(基準額)		(うち第5段階を除く者) 60,000円(月5,000円)
第7段階	1.10	市民税課税者	(合計所得金額150万円未満の者) 66,000円(月5,500円)
第8段階	1.25		(合計所得金額150万円以上250万円未満の者) 75,000円(月6,250円)
第9段階	1.50		(合計所得金額250万円以上350万円未満の者) 90,000円(月7,500円)
第10段階	1.60		(合計所得金額350万円以上500万円未満の者) 96,000円(月8,000円)
第11段階	1.85		(合計所得金額500万円以上700万円未満の者) 111,000円(月9,250円)
第12段階	2.15		(合計所得金額700万円以上1,000万円未満の者) 129,000円(月10,750円)
第13段階	2.45		(合計所得金額1,000万円以上の者) 147,000円(月12,250円)

7	地域支援事業 (介護予防事業) (介護保険事業費会計)		事業内容 高齢者が身近な地域において、元気で活動的な生活ができるよう、すべての高齢者を対象に、健康づくりから介護予防まで一貫性のある事業を実施します。 また、地域において自主的な介護予防の活動が広がり、継続的に実施できるよう支援します。
	本年度	4億3,008万円	
	前年度	4億359万円	
	差引	2,648万円	
本年度の財源内訳	国	9,650万円	1 地域づくり型介護予防事業【中期】 1億3,403万円 (1) 介護予防普及啓発活動支援事業 高齢期の健康づくりや介護予防に関する知識の普及、地域の自主的な活動の支援を、区及び地域包括支援センターが行います。 ア 介護予防普及啓発 介護予防に関する講座やイベント、啓発媒体や広報による普及啓発を行います。 イ 地域介護予防活動支援 体操教室やサロンなどの既存の活動グループを対象に、研修会や連絡会などを開催します。 (2) 元気づくりステーション事業 身近な地域で主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動(元気づくりステーション)を支援します。また、活動の中に歩行機能の維持向上を目的としたトレーニング「ハマトレ」を導入します。 ア 支援内容 講師の派遣、教材の提供、活動への助言など イ グループ数(136グループ) 25年度は全ての地域包括支援センター圏域に1グループ設置
	県	4,825万円	
	第1号保険料	8,106万円	
	第2号保険料	1億1,194万円	
	その他	95万円	
	市費	9,137万円	
2 介護予防推進事業【中期】 2億696万円 介護予防事業を効果的に推進するために、二次予防事業対象者の把握・管理、地域包括支援センターへの事業委託、外部委員による事業評価、及び区役所の事業推進評価のためのアドバイザーの派遣を行います。			
3 訪問型介護予防事業 481万円 介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、自立を支援するために必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。(延べ訪問回数：1,142回)			
4 介護支援ボランティアポイント事業【中期】 8,427万円 元気な高齢者が介護施設等でボランティア活動を行うことにより、ポイントがたまり、ポイントに応じて換金又は寄附することができます。これにより、高齢者の介護予防や社会参加を通じた生きがいづくりを促進します。 対象施設は、特別養護老人ホーム・老人保健施設・地域ケアプラザ・通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、また、地域ケアプラザ等で行う配食・会食サービスも対象となります。 25年度は新たに、子育て分野と病院ボランティアの一部に、対象を拡大します。 (登録者数：8,000人 登録施設数：400施設)			

8	地域支援事業 (包括的支援事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護予防ケアマネジメントをはじめ、福祉保健サービス等の総合的な利用の相談・調整等を行う「地域包括支援センター」を地域ケアプラザ等(特別養護老人ホーム併設在宅介護支援センターを含む。)に設置し、運営します。
	本年度	32億5,162万円	
	前年度	32億237万円	
	差引	4,924万円	
本年度の財源内訳	国	12億3,071万円	1 地域包括支援センター運営事業【中期】 (設置数 136か所) 32億4,889万円 社会福祉士、保健師などの専門的なスタッフを配置し、次の事業を行います。 (1) 介護予防ケアプランの作成など介護予防ケアマネジメント (2) 高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、権利擁護 (3) 支援困難な方への対応、関係機関とのネットワーク構築、ケアマネジャーへの支援 2 ケアマネジメント推進事業【中期】 273万円 ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に対して、研修等の支援を行うことにより、ケアマネジメントの質の確保を図ります。
	県	6億1,536万円	
	第1号保険料	6億5,430万円	
	市費	7億5,125万円	

9	地域支援事業 (任意事業) (介護保険事業費会計) ※6「介護保険事業」の再掲		事業内容 介護サービスの質の向上を図るため、事業者指導等を行います。また、要介護高齢者の在宅生活を支援するため、紙おむつの給付、食事サービス等を実施します。
	本年度	11億8,765万円	
	前年度	10億5,577万円	
	差引	1億3,188万円	
本年度の財源内訳	国	4億3,822万円	1 介護給付費適正化事業 4,376万円 給付実績をチェックするとともに、事業者指導を強化し、不適正請求を防止します。 2 介護相談員派遣事業 2,589万円 相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。 3 ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 3億43万円 要介護者に、紙おむつを給付します。 4 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 3億6,206万円 生活援助員を派遣し、生活相談、安否確認、緊急時対応等を行います。(対象戸数 4,974戸) 5 民間活力による高齢者見守り推進事業(食事サービス+生活支援) 1億1,199万円 ひとり暮らしの中・重度要介護者等に対する食事提供・安否確認や高齢者等への生活支援を行います。 6 地域で支える介護者支援事業 1,637万円 認知症理解や高齢者虐待防止の普及啓発を進め、介護者支援と地域での支え合いの意識向上を図ります。
	県	2億1,903万円	
	第1号保険料等	2億3,994万円	
	市費	2億9,047万円	

10	介護保険外サービス	事業内容 介護保険外の事業として、在宅の要援護高齢者等を対象に必要なサービスを提供します。	
本年度	12億6,726万円	1 高齢者ホームヘルプ事業 3億3,394万円 (1) 在宅生活支援ホームヘルプ 在宅の重度要介護者に、介護保険サービスに上乗せして必要な訪問介護を提供します。 なお、24年度から介護保険制度に代替可能なサービスが開始されたため、25年6月末をもって、新規申請受付を終了します。 (2) 自立支援ホームヘルプ 自立と判定されたひとり暮らしの方等に対して生活援助サービスを提供します。	
前年度	13億193万円		
差引	△3,468万円		
本年度の財源内訳			
	国	8,999万円	2 ねたきり高齢者等日常生活用具（あんしん電話）貸与事業 2,472万円 ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を貸与します。
	県	3,273万円	
	その他	1,013万円	
	市費	11億3,440万円	
また、認知症疾患医療センターを新たに2か所（西部・北部二次医療圏）設置し、計3か所の運営を行うとともに、関係機関の認知症対応力の向上及び保健医療、介護機関等との連携を推進するなど、認知症医療・介護体制の充実を図ります。			
4	在宅高齢者虐待防止事業	726万円	在宅高齢者への虐待防止や早期発見・早期対応のための相談・支援を行うとともに、引き続き緊急時対応に取り組みます。
5	緊急ショートステイ床確保事業	2,708万円	
6	医療対応促進助成事業	2億4,876万円	
7	療養通所介護促進等事業	540万円	
8	中途障害者支援事業	4億774万円	
9	高齢者の住まい・生活支援事業【中期】〈拡充〉	989万円	
	特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護（ショートステイ）事業所のうち、医療的ケアの必要な方の受入れが多い施設へ助成を行います。		
	今後、更に増加する医療的ケアの必要な方の在宅生活を支援するため、療養通所介護事業を開始する事業所に対し、施設及び設備整備費の補助を行います。		
	脳血管疾患の後遺症等による中途障害者の地域での社会参加と自立を支援する「中途障害者地域活動センター」に対し、運営費を補助します。		
	高齢者が地域で住み続けられるよう、生活支援機能を備えた「よこはま多世代・地域交流型住宅」を民設民営で整備します。また、高齢化が進んでいる団地において、地域交流や見守りなどができる拠点づくりを支援します。		

11	低所得者の利用者負担助成事業		事業内容 1 社会福祉法人による利用者負担軽減 1,211万円 社会福祉法人が、低所得で特に利用料の負担が困難な方や生活保護受給者に対し利用者負担を軽減した場合で、法人が負担した金額が利用者負担金総収入の1%を超えた時、その超えた金額の1/2を助成します。 (1) 年間収入の上限額 150万円 (単身世帯) (2) 預金等の上限額 350万円 (単身世帯) 2 介護サービス自己負担助成 8,911万円 低所得で利用料負担が困難な方に助成します。 (1) 在宅サービス助成 (2) グループホーム助成 (3) 施設居住費助成					
本年度		1億122万円						
前年度		9,192万円						
差引		930万円						
本年度の財源内訳	国	742万円	在宅サービス助成	介護サービス利用者負担を3%又は5%に軽減	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で150万円以下	単身世帯で350万円以下、居住用以外の不動産を所有しない	-	
	県	1,279万円						グループホーム助成
	第1号保険料	394万円	施設居住費助成	介護老人福祉施設等のユニット型施設居住費を月額4,950円程度助成	・市民税非課税世帯 ・単身世帯で50万円以下	同上	同上	
	市費	7,707万円						

12	高齢者の社会参加促進		事業内容 1 敬老特別乗車証交付事業 107億7,539万円 高齢者の社会参加を支援するため、70歳以上の市民で希望される方に敬老特別乗車証を交付します。 (1) 積算人数：352,266人 (2) 利用者負担額 (年額)				
本年度		111億5,919万円					
前年度		110億3,330万円					
差引		1億2,589万円					
本年度の財源内訳	国	1億2,462万円	2 老人クラブ助成事業 3億2,659万円 新規老人クラブ設立の推進、活動の活性化を図るため、会員数に応じた助成を行います。 また、新たに健康づくりを推進します。 3 高齢者のための優待施設利用促進事業 2,180万円 65歳以上の高齢者が充実した生活を送ることができるよう「濱ともカード」が利用できる新たな協賛施設・店舗の拡充を図ります。				
	県	-					
	その他	17億7,885万円					
	市費	92億5,572万円					

13		地域密着型サービス 推進事業		事業内容 高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活が続けることができるように、地域密着型サービス事業所の整備等を進めます。
本年度		16億2,233万円		1 小規模多機能型居宅介護事業所等整備事業【中期】 6億9,026万円 事業者の参入を促進するために、工事費を補助します。
前年度		12億8,286万円		(1) 小規模多機能型居宅介護事業所整備費補助 21か所 (2) 複合型事業所整備費補助 3か所
差引		3億3,948万円		2 認知症高齢者グループホーム整備事業 2億4,010万円 事業者の参入を促進するために、工事費等を補助します。
本年度の財源内訳	国	1億8,600万円		3 消防設備設置費等補助事業 1億8,272万円 利用者の安全性確保の観点から、消防設備設置費等を補助します。
	県	13億2,112万円		
	その他	36万円		
	市費	1億1,485万円		
4 地域密着型サービス事業所補助事業 事業者の参入を促進するために、開設時の運営資金及び備品整備費等を補助します。				2億9,840万円
(1) 小規模多機能型居宅介護事業所運営費等補助				26か所
(2) 施設開設準備経費助成特別対策事業費補助				
ア 認知症対応型共同生活介護				8か所
イ 小規模多機能型居宅介護				34か所
ウ 複合型サービス				2か所
5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護推進事業				2億95万円
要介護高齢者の在宅生活を支えるために必要な介護看護サービスを、包括的かつ持続的に提供するものであり、事業所が円滑に運営できるように、開設時の工事費及び備品整備費等を補助します。				
(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備費等補助				4か所
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所開設準備経費補助				9か所
(3) 広報・啓発活動費				
6 介護サービスの質の向上支援事業〈新規〉				990万円
認知症介護実践リーダー研修の受講料を補助し、サービスの質の向上を支援します。				180人

14	特別養護老人ホーム整備事業	
本年度		27億2,746万円
前年度		22億9,346万円
差引		4億3,399万円
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	2,806万円
	市費	26億9,939万円

事業内容

1 特別養護老人ホーム整備事業【中期】

27億855万円

在宅生活の継続が難しく、特別養護老人ホームへの入所の必要性・緊急性が高い方に対応するため、施設整備に対する助成を行い整備促進を図ります。

- (1) 継続 280床 (前年度 400床)
(2) 新規 240床 (前年度 280床)
計 520床 (前年度 680床)

整備数累計 25年度末 14,277床

【特別養護老人ホーム整備一覧】

	施設名(仮称) (建設地)	建設運営法人 (社会福祉法人)	定員		
			特養	ショート	デイ
継続	25年度しゅん工予定 池辺(増築) (都筑区池辺町)	いと 怡土福祉会	70	10	
	けいあいの郷 影取 (戸塚区影取町)	敬愛	100	16	○
	戸塚原宿苑 (戸塚区原宿)	きずな 絆会	110	30	
	3か所 280床		280	56	
新規	26年度しゅん工予定 新吉田(増築) (港北区新吉田町)	いと 怡土福祉会	90	10	
	青葉あさくら苑 (青葉区恩田町)	一乗谷友愛会	100	22	○
	恒春の丘(増築) (戸塚区舞岡町)	親善福祉協会	50	10	
	3か所 240床		240	42	
特養建設費補助 6か所 520床			520	98	

2 養護老人ホーム整備事業【新規】

1,891万円

老朽化等の課題に対応するため、公立養護老人ホーム(恵風ホーム、名瀬ホーム)の代替施設の整備や民間も含めた最適な運営主体選定の取組を進めます。

25年度は、港南区(旧野庭小学校跡地)において、民設民営での養護老人ホームの整備に着手し、事業者選定及び基本設計を行います。

- (1) 入所定員 120床(予定)
(2) 総事業費(見込み) 約14億円
(3) 事業者 公募により選定
(4) 事業スケジュール
25年度 事業者選定、基本設計
26年度 実施設計、工事着手
27年度 しゅん工
28年4月 開所(予定)

Ⅲ 障害者施策の推進

～障害福祉主要事業の概要～

1 将来にわたるあんしん施策

障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など、地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう、「将来にわたるあんしん施策」を実施します。

2 障害者総合支援法に関する主な事業

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業等	障害者相談支援事業	計画相談の対象範囲を広げるとともに、障害者地域活動ホーム等に配置された専任職員が、障害者が地域で自立して暮らすために生活全般にわたる相談に対応します。【事業概要15】
	障害者居宅介護事業	身体介護や家事援助、移動介護等を必要とする障害児・者が、ホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスを利用して、在宅生活を送れるように支援します。【事業概要16,17】
	障害者地域活動ホーム運営事業	障害児・者の地域での生活を支援する拠点として「障害者地域活動ホーム」を設置するとともに、事業委託及び運営費助成を行います。【事業概要18】
	精神障害者生活支援センター運営事業	精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う施設の整備、運営を行います。【事業概要18】
	障害者自立生活アシスタント事業	知的障害者施設や地域活動ホーム、生活支援センター等に配置した専任職員が、単身等で地域で生活をする知的障害者、精神障害者等に対して、支援を行います。【事業概要18】
	障害者グループホーム設置運営事業	日々の生活の場であるグループホーム・ケアホームにおいて、4～10人の障害者が世話人（職員）から必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ります。【事業概要19】
	地域活動支援センター運営事業	障害者が地域の中で創作活動や生産的活動、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対して助成を行います。【事業概要20】
	障害児・者短期入所事業	疾病等により家族が介助できない場合や疲労回復を図る場合に、障害児・者が施設等を利用することで在宅生活を支援します。
	障害者支援施設等自立支援給付費	障害者が障害福祉サービス等を利用することで、日常生活の自立に向けた支援を受けたり、就労に向けた訓練を行います。
	生活支援事業（補装具・日常生活用具）	身体障害児・者の身体機能を補う用具、日常生活の便宜を図るための各種用具の給付等を行います。
	重度障害者入浴サービス事業	在宅での入浴が困難な重度障害者に、施設入浴及び訪問入浴を行うことで、入浴の機会を提供します。
	精神障害者医療費公費負担事業	精神障害者の適正な医療を普及するため通院医療費の一部を公費負担するほか、措置入院に要する費用を公費負担します。

3 その他の事業

その他の事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援法が施行されたことに伴い、市内の発達障害児・者について、ライフステージに対応する支援体制を整備し、発達障害児・者の福祉の向上を図ります。【事業概要15】
	小規模通所施設補助事業	障害者が、自主製品の製作等を行い、地域の中で社会的活動に参加する「地域作業所」や作業所から法定事業に移行した小規模な通所施設に対して助成を行います。【事業概要20】
	自殺対策事業	自殺対策強化のため、地域自殺対策情報センターをこころの健康相談センターに設置し、地域連携を強化し、関係機関や庁内関係部署との連携による総合的な自殺対策に取り組みます。【事業概要22】
	精神科救急医療対策事業等	神奈川県、川崎市、相模原市との協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行います。【事業概要23】
	重度障害者医療費援助事業	重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を援助します。【事業概要24】
	障害者就労支援事業	障害者の就労支援を行う就労支援センターの運営費の助成を行います。また、障害者の就労の場の拡大等の事業を行います。【事業概要25】
	心身障害者扶養共済事業	障害者を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納め、保護者死亡時等に、障害者本人に終身定額の年金を支給します。
	自立生活移行支援助成事業	障害者の地域生活、就労への移行等のために必要な支援をする事業所に事業経費を助成します。

将来にわたる あんしん施策		将来にわたるあんしん施策について 障害者やその家族が切実に求めている「親なき後の生活の安心」や「障害者の高齢化・重度化への対応」など地域で暮らす障害者やその家族が将来にわたって安心して暮らし続けられるよう「将来にわたるあんしん施策」を実施します。 本施策は、22年4月に廃止された在宅心身障害者手当の質的転換策であり、障害者施策推進協議会での協議を軸に、市民説明会等でのご意見も踏まえ具体化を図り、22年度から各施策を段階的に実施しています。	
本年度		21億8,578万円	
前年度		26億7,037万円	
差引		△4億8,459万円	
本年度の 財源内訳	国	4億1,497万円	
	県	1億9,821万円	
	その他	—	
	市費	15億7,260万円	
※こども青少年局予算 (1億4,117万円)を含みます。			
2 障害者の高齢化・重度化への対応 (1) 住まいの場の充実 5,967万円 障害者グループホームB型設置運営費補助事業(運営費・改修費補助) グループホーム・ケアホームにおける、障害者の高齢化・重度化対応を検討するため、高齢化・重度化対応ホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームでも安心して地域での生活が続けられるよう、必要なバリアフリー改修に対し助成を行います。			
(2) 医療的ケア対応 372万円 障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業 医療的なケアが必要な障害者の地域での生活を支えるため、障害者施設等で働く看護師を対象とした専門的機関の医師等による「医師・看護師等による巡回指導事業」や「障害者施設で働く看護師のための研修事業」を実施します。			
3 地域生活のためのきめ細かな対応 (1) 医療・受診環境の充実 1,767万円 ア 障害児・者の医療環境推進事業 主に知的障害のある障害者に対応する専門外来の設置を医療機関へ依頼し、協力医療機関に対して運営費を補助します。また、横浜市立大学医学部学生を対象とした福祉施設実習や、医療従事者向け研修会なども引き続き実施します。 イ 肺炎球菌ワクチン接種助成事業 肺炎に罹患した場合、重症化や死亡のおそれが高い重度内部障害者に対し、肺炎球菌ワクチン接種費用を助成します。			

ウ 重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業

重度障害児・者が入院する場合、日常の支援に関わっている事業者等が入院先に職員を派遣し、コミュニケーション支援を行います。

(2) 総合的な移動支援施策体系の再構築

3億564万円

障害者等の外出を促進するため、主要な移動支援施策体系の再構築を図ります。将来に向けて、より利用しやすく、安定して持続可能な施策体系とすることを目指し、事業者・利用者双方にもご協力を求めながら、施策の見直しを実施します。

ア 移動情報センター運営等事業【中期】

移動支援にかかる地域の情報を収集し、支援が必要な人への情報提供、相談の窓口を設置します。(新たに3区で実施、累計9区)

また、区内の車両や運転手等を効率的に利用するための地域資源の調査を行い、エリア巡回車等の検討を行います。

イ 障害者移動支援事業等

ガイドボランティアの支援対象者や外出範囲の拡大、タクシー事業者福祉車両導入促進など、引き続き障害者の外出支援に取り組みます。

(3) その他 地域生活のきめ細かな対応

10億5,802万円

ア 障害者自立生活アシスタント事業

障害特性をふまえた日常生活上の支援を行う自立生活アシスタントを、市内のどこに住んでいても利用できるよう体制整備を引き続き進めます。

イ 福祉人材の確保・育成

ガイドヘルパー・同行援護従事者養成研修受講料助成、サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向けのスキルアップ研修を、引き続き実施します。

また、民間事業者等と協働した合同就職フェアを実施します。

ウ 精神障害者の家族支援事業

家族関係の悪化等により精神障害者との同居等が難しい家族に対し、必要に応じて家族の緊急滞在場所や障害について理解を深める機会を提供します。関係改善を図ることで、障害者と家族が地域での生活を継続できるよう支援します。

エ 高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害支援センターによる、地域の相談拠点(鶴見区・旭区・港北区・泉区)に対する専門的な支援を継続します。また、高次脳機能障害者やその家族が安心して地域で生活できるよう、更なる相談支援拠点の整備を進めていきます。

オ 発達障害者支援体制整備事業

(ア) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業(発達障害者就労移行支援事業)を継続実施します。

(イ) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム(生活アセスメント付き居住支援)を実施し、地域での一人暮らしに向けた準備支援を行います。

カ 重度障害者(児)日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具を給付します。新たに紙おむつの対象を重度知的障害児・者に拡大するとともに、基準額を見直します。

キ 災害時障害者支援事業

災害発生時に、障害があっても安心して避難場所で生活ができるよう、地域防災拠点である小中学校に、多目的トイレの整備を進めます。

15	障害者 相談支援事業等	事業内容 1 相談支援事業 4億3,320万円 障害者が地域で暮らすために、生活全般にわたる相談に対応するほか、適切なサービスの選択等を支援するため、相談事業を実施するとともに、地域での関係機関とのネットワーク化を図ります。 (1) 地域活動ホーム 18か所 (2) 障害児・者福祉施設等 5か所 (3) 発達障害者支援センター 1か所 2 計画相談支援事業 2億3,887万円 障害者が個々に抱える課題解決に向けて適切なサービスを利用できるよう、指定相談事業所がサービス利用前に利用計画案を作成し、利用開始後に定期的なモニタリングを実施することで、ケアマネジメントによるきめ細かな支援を行います。 3 発達障害者支援体制整備事業 あんしん 3,426万円 〈18ページの3(3)オの再掲〉 (1) 発達障害者に対する有効な支援手法の開発のため、モデル事業（発達障害者就労移行支援事業）を継続実施します。 (2) 発達障害者の生活課題に対応するため、サポートホーム事業（生活アセスメント付き住居支援）を実施し、一人暮らしに向けた準備支援を行います。	
本年度	7億633万円		
前年度	5億1,557万円		
差引	1億9,076万円		
本年度の財源内訳	国	1億8,368万円	
	県	7,255万円	
	その他	—	
	市費	4億5,010万円	

16	障害者 居宅介護事業	事業内容 障害児・者がホームヘルプサービス及びガイドヘルプサービスを利用して在宅生活を送れるよう支援します。なお、ガイドヘルプサービスは、利用対象範囲を通学・通所にも拡大します。 1 障害者ホームヘルプ事業 79億7,957万円 (1) 対象者 身体介護や家事援助等を必要とする障害児・者及び移動に著しい困難を有する視覚障害・知的障害・精神障害児・者 (2) 総利用時間見込 2,303,731時間 2 障害者ガイドヘルプ事業 あんしん 19億8,787万円 (1) 対象者 単独で外出が困難な、知的障害児・者、精神障害児・者及び1～2級の身体障害児・者 (2) 総利用時間見込 668,468時間 (3) ガイドヘルパー確保・育成 〈18ページの(3)イの再掲〉 ア ガイドヘルパー等研修受講料助成 資格取得のための研修受講料一部助成 イ ガイドヘルパースキルアップ研修 サービス提供責任者向け及びヘルパー現任者向け研修	
本年度	99億6,745万円		
前年度	78億6,352万円		
差引	21億393万円		
本年度の財源内訳	国	49億48万円	
	県	24億5,214万円	
	その他	60万円	
	市費	26億1,422万円	

17	障 害 者 移 動 支 援 事 業		事業内容 障害者等の外出を促進するとともに、主要な施策体系の再構築を図ります。 1 特別乗車券交付事業 〈拡充〉 26億6,036万円 市営交通機関、市内を運行する民営バス及び金沢シーサイドラインを無料で利用できる乗車券を交付します。25年10月から、新たに軽度知的障害児・者（愛の手帳B2所持者）にも対象を拡大します。 また、利用者負担金年額1,200円（20歳未満600円）を導入します。 2 重度障害者タクシー料金助成事業 〈拡充〉 あんしん 3億7,071万円 公共交通機関の利用が困難な重度障害児・者に、福祉タクシー利用券を交付します。25年10月から、1か月7枚までの月利用制限を撤廃します。また、新たに重度精神障害児・者（精神障害者保健福祉手帳1級所持者）にも対象を拡大します。 (1) 助成額 1枚500円 (2) 交付枚数 年84枚（1乗車で複数枚使用可） ※人工透析に通う腎臓機能障害者は年168枚 3 障害者ガイドヘルプ事業 〈拡充〉 あんしん 〈19ページの16の2の再掲〉 19億8,787万円 重度の身体障害、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ヘルパーが付き添います。 (1) 日常生活上必要な外出、余暇活動への外出支援 (2) 通学・通所支援も新たに実施 (3) 月基準時間の見直し（原則30時間） 4 ガイドボランティア事業 〈拡充〉 あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 6,748万円 視覚障害や肢体不自由、知的障害、精神障害のある障害児・者が外出する際に、ボランティアがガイドを行います。 (1) 日常生活上必要な外出、通学・通所への支援 (2) ガイドボランティア研修の実施 (3) 余暇活動の外出支援、通学の見守り支援も新たに実施 (4) 奨励金の額の見直し（1回500円、ただし交通費が生じる場合は、1,000円） (5) 身体障害者手帳要件を緩和し、対象を拡大 5 移動情報センター運営等事業 【中期】 あんしん 〈18ページの(2)アの再掲〉 5,876万円 6 タクシー事業者福祉車両導入促進事業 あんしん 〈18ページの(2)イの再掲〉 636万円 7 ハンディキャブ事業 6,431万円 車いすでの乗車が可能なハンディキャブ（リフト付小型車両）の運行サービス、車両の貸出及び運転ボランティアの紹介を行います。（運行車両6台・貸出車両2台） 8 障害者施設等通所者交通費助成事業 3億179万円 施設等に通所する知的・身体障害者とその介助者及び精神障害者に対し、通所の交通費を助成します。 9 自動車運転訓練・改造費助成事業 あんしん 1,750万円 中重度障害者が運転免許を取得する費用の一部や、重度障害者が使用する自動車改造費・購入費の一部を助成します。	
	本 年 度	55億3,513万円		
	前 年 度	48億5,406万円		
	差 引	6億8,108万円		
本年度の財源内訳	国	9億8,076万円		
	県	4億9,228万円		
	その他	6,063万円		
	市 費	40億147万円		

18	障害者の地域生活支援事業		事業内容 1 障害者地域活動ホーム運営事業 障害児・者の地域での生活を支援する拠点施設である「障害者地域活動ホーム」に、事業委託及び運営費助成等を行います。 (1) 社会福祉法人型 31億6,192万円 ア 設置状況 18か所 (前年度 18か所) イ 実施事業 (ア) 相談支援事業 ※障害者相談支援事業で計上 (イ) 生活支援事業 (ウ) 日中活動事業 (障害者総合支援法事業) (2) 機能強化型 (従来型予算を含む) 18億4,081万円 ア 設置状況 22か所 (前年度22か所) イ 実施事業 (ア) 生活支援事業 あんしん 生活支援基本事業実施 9ホーム (イ) 日中活動事業 (障害者総合支援法事業) (3) 従来型 1か所 (前年度 1か所)
	本年度	61億3,215万円	
	前年度	54億171万円	
	差引	7億3,044万円	
本年度の財源内訳	国	17億6,315万円	
	県	8億4,505万円	
	その他	6万円	
	市費	35億2,389万円	
2 精神障害者生活支援センター運営事業 8億6,791万円 精神障害者の社会復帰、自立等を図るため、日常生活の支援、相談、地域における交流活動の促進等を行う生活支援センターの運営費を助成します。 (1) 設置状況 ア A型 (公設型) : 指定管理者による管理運営 (9か所) A型については、「地域移行・地域定着支援事業」と「自立生活アシスタント事業」を指定管理業務として実施します。 イ B型 (民設型) : 運営団体への運営費助成 (9か所)			
3 障害者自立生活アシスタント事業 あんしん 2億6,151万円 〈18ページの(3)アの再掲〉 地域で生活する单身等の障害者に対し専任の支援職員 (自立生活アシスタント) による支援を行い、地域生活の継続を図ります。 (1) 対象となる障害 知的障害・精神障害・発達障害・高次脳機能障害 (2) 実施か所数 36か所			

19	障害者グループホーム設置運営事業	事業内容 「障害者グループホーム」の設置及び運営を推進することにより、障害者が地域で自立した生活を送れるよう支援します。 1 設置費補助 〈拡充〉 1億9,550万円 新設 42か所 (うち2か所は障害児施設の加齢児の移行先相当分) 移転 8か所 2 運営費補助 83億2,101万円 615か所 (A型35、B型580) うち新規 42か所 (1) 運営基本費 (国基準+加算) (2) 家賃補助 (月額家賃1/2) 3 法定事業移行支援 1,902万円 4 高齢化・重度化対応事業 あんしん 5,961万円 〈17ページの2(1)の再掲〉 高齢化・重度化しても障害者が安心して地域で生活し続けられる場を提供するため、高齢化・重度化対応グループホーム事業をモデル実施します。 また、既存のホームで必要となるバリアフリー改修に対し助成を行います。	
本年度	85億9,514万円		
前年度	81億1,586万円		
差引	4億7,928万円		
本年度の財源内訳	国	28億6,196万円	
	県	14億5,998万円	
	その他	—	
	市費	42億7,320万円	

20	小規模通所施設補助事業	事業内容 地域作業所や法定事業に移行した小規模な通所施設等に対し、運営費、借地借家等の経費を助成します。 1 障害者地域作業所助成事業 1億201万円 身体・知的 2か所 (1) 運営基本費 1,037万円～1,518万円/か所 (2) 借地借家費等 2 地域活動支援センター運営事業 あんしん 44億9,410万円 身体・知的 136か所 精神 77か所 (うち新規 身体・知的 5か所) (1) 運営基本費 1,344万円～1,850万円/か所 (2) 借地借家費等 3 法定事業移行支援事業 3億7,737万円 身体・知的 73か所 精神 12か所 (1) 借地借家費 (2) 移行支援補助金	
本年度	49億7,348万円		
前年度	50億2,443万円		
差引	△5,095万円		
本年度の財源内訳	国	14億1,643万円	
	県	7億822万円	
	その他	1万円	
	市費	28億4,882万円	

21	障害者施設整備事業等		事業内容 1 障害者施設整備事業 21億4,807万円 障害者が自立した日常生活を送るために必要な支援を提供する施設を整備する法人に対し、設計費及び建設費等の助成を行います。 耐震構造に問題があり、老朽化が著しい施設は、建替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保するとともに、安定した支援等を行うための施設環境を改善し、入所者等の地域生活への移行を推進します。 (1) 建設 2か所 多機能型拠点（都筑区）【中期】 あんしん 〈17ページの1(2)の再掲〉 (25年度開所予定) 民間障害者施設耐震対策（旭区）(25年度完了予定) (2) 設計・建設 1か所 民間障害者施設耐震対策（神奈川区） (26年度完了予定) (3) 設計 2か所 民間障害者施設耐震対策（保土ヶ谷区、旭区） (4) 改修 3か所 大規模修繕（磯子区、金沢区、栄区）
	本年度	27億3,510万円	
	前年度	19億7,126万円	
	差引	7億6,384万円	
本年度の財源内訳	国	7,265万円	
	県	2億1,020万円	
	その他	17万円	
	市債	5億8,100万円	
	市費	18億7,109万円	

[障害者施設整備事業]

	事業・施設名称	所在地	事業スケジュール(年度)	事業主体
建設	多機能型拠点（都筑区）	都筑区佐江戸町	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)キャマロード
	民間障害者施設耐震対策(光の丘)	旭区白根七丁目	設計:H22～23、施工:H24～25	(福)白根学園
設計及び建設	民間障害者施設耐震対策(ゆかり荘)	神奈川区三ツ沢上町	設計:H24～25、施工:H25～26	(財)紫雲会
設計	民間障害者施設耐震対策(恵和青年寮・恵和館)	保土ヶ谷区今井町	設計:H24～25、施工:H26以降	(福)恵和
	民間障害者施設耐震対策(偕恵)	旭区上白根町	設計:H25～26、施工:H27以降	(福)偕恵園
改修	大規模修繕(ぽこ・あ・ぽこ)	磯子区新杉田町	施工:H25(単年度)	(福)電機神奈川福祉会
	大規模修繕(航わたる)	金沢区釜利谷南二丁目	施工:H25(単年度)	(福)すみなす会
	大規模修繕(地域活動ホーム径みち)	栄区桂台中	施工:H25(単年度)	(福)訪問の家

2 障害者地域活動ホーム整備事業

5億8,703万円

22	自殺対策事業		事業内容 社会問題である自殺への対策として、関係機関や庁内関係部署との連携により総合的に推進します。【中期】
本年度	4,203万円		1 地域連携 2,402万円 (1) 講演会の開催、印刷媒体等での普及啓発活動 (2) 人材育成研修、調査分析 関係機関職員や地域支援者を対象に、自殺のおそれがある人の早期発見・早期対応の中心的役割を担う人材(ゲートキーパー)養成研修等を行います。
前年度	4,192万円		(3) 区局による推進 地域特性に合わせた区取組を強化するとともに、自殺の背景にある様々な社会的要因へ対応するため、全庁的な取組を推進します。
差 引	11万円		2 地域自殺対策情報センター運営 817万円 地域における関係機関の連携推進や人材育成の拠点として、連絡調整会議や研修を開催することで自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ります。
本年度の財源内訳	国	489万円	3 自死遺族支援等 984万円 電話相談や分かち合いの場(集い)の実施を通して自死遺族の支援等を行います。
	県	2,590万円	
	その他	3万円	
	市費	1,121万円	

23	精神科医療体制の確保		事業内容 1 精神科救急医療対策事業 2億6,451万円 県及び県内他政令市と協調体制のもと、受入協力医療機関の空床確保に必要な助成等を行い、精神科救急医療を実施します。
本年度	2億6,820万円		(1) 精神科救急医療の受入体制 患者家族等からの相談や、精神保健福祉法に基づく申請・通報・届出に対応する体制を確保します。
前年度	2億9,550万円		(2) 精神科救急医療情報窓口 本人、家族及び関係機関からの相談に対し、病状に応じて適切な医療機関を紹介する情報窓口を夜間・深夜・休日に実施します。
差 引	△2,730万円		(3) 精神科身体合併症転院受入病院(全3病院14床) 精神科病院に入院しており、身体疾患の治療が必要となった方の入院治療に対して、適切な医療機関での受入が可能な体制を確保します。
本年度の財源内訳	国	2,621万円	2 精神科救急協力病院保護室整備事業 あんしん 369万円 整備費の一部を補助することにより、保護室整備を促進し、精神科救急患者の受入状況を改善します。
	県	—	
	その他	22万円	
	市費	2億4,177万円	

24	重度障害者 医療費援助事業	事業内容 1 重度障害者医療費援助事業 〈拡充〉 96億8,585万円 重度障害者に対し、保険診療の自己負担分を助成します。 (1) 対象者 次のいずれかに該当する方 ア 身体障害1・2級 イ IQ35以下 ウ 身体障害3級かつIQ36以上IQ50以下 エ 精神障害1級（入院を除く。25年10月施行） (2) 対象者数見込 ア 被用者保険加入者 14,610人 イ 国民健康保険加入者 17,991人 ウ 後期高齢者医療制度加入者 22,316人 計 54,917人	
本年度	143億7,885万円		
前年度	134億2,054万円		
差引	9億5,831万円		
本年度の 財源内訳	国	23億4,594万円	2 更生医療給付事業 46億9,300万円 身体障害者が障害の軽減や機能回復のための医療を受ける際の医療費の一部を公費負担します。 (1) 対象者 18歳以上の身体障害者手帳を交付されている方 (2) 対象者数見込 1,283人
	県	43億3,758万円	
	その他	21億8,097万円	
	市費	55億1,437万円	

25	障害者 就労支援事業	事業内容 国や県の動向を踏まえ、市民にもっとも身近な自治体として、きめ細やか、かつ先駆的な施策を求職者側・求人側双方に展開し、障害者の就労機会の拡大を図ります。 1 基盤強化施策 2億9,758万円 障害者の就労相談・定着支援等を行う障害者就労支援センターの運営や、職業能力開発プロモーターによる職場実習先の開拓・ネットワークの構築、障害者の実習等を行い、障害者の就労支援基盤の強化を図ります。 障害者就労支援センターの運営 【中期】 9か所（うち新設 1か所（港北区）） 2 スキルアップ施策 1,050万円 市内の農家やふれあいショップでの就労訓練を通じた、スキルアップ支援を行います。 3 就労の場の拡大施策 901万円 障害者雇用の優良事例の紹介や、事務分野における障害者雇用などを通じ、障害者就労への理解を深め、就労の場の拡大を図ります。	
本年度	3億1,710万円		
前年度	2億8,852万円		
差引	2,858万円		
本年度の 財源内訳	国	880万円	
	県	—	
	その他	872万円	
	市費	2億9,959万円	

IV 生活基盤の安定と自立の支援

26	生活保護事業		事業内容 1 生活保護費（法定分） 1,261億8,458万円 生活困窮者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給します。 (1) 対象見込世帯 50,686世帯（前年度 50,310世帯） (2) 対象見込人員 70,429人（前年度 69,253人）
	本年度	1,284億961万円	2 被保護者自立支援プログラム事業【中期】 5億72万円 (1) 就労支援事業〈拡充〉 ア 就労支援専門員を各区へ配置し、就労可能な被保護者に対し、求人情報の提供やハローワークで求職活動を行う際の支援を行い自立を促します。 ・就労支援専門員配置数 64人（前年度60人） イ 無料職業紹介事業により、求人開拓員が求職者のニーズにあった求人を開拓し、区保護課を通して被保護者へ求人情報の提供を行います。
	前年度	1,263億9,599万円	(2) 就労意欲喚起事業〈拡充〉 すぐに就労に結びつかない被保護者に対して、生活訓練、社会訓練や職業体験などを通し、就労実現に向けた支援を行い就労への意欲を高めます。 ・実施地域 全区（前年度 2区）
	差引	20億1,362万円	
本年度の財源内訳	国	940億7,779万円	
	県	6億4,744万円	
	その他	37億5,706万円	
	市費	299億2,733万円	
			(3) ハローワークと連携した一体的な就労支援〈拡充〉 被保護者等を対象としたハローワークの窓口を一部の区に設置し、区とハローワークとの一体的な就労支援を実施します。 ・新規 5区（合計8区） (4) 寄り添い型学習等支援事業（こども青少年局共管事業）〈拡充〉 被保護世帯等の子どもに対し、学習活動等の支援を行い、生活改善や高校進学を促進することにより、安定した自立を実現し貧困の連鎖を断ち切る取組を進めます。 ・新規 4区（合計13区） (5) 教育支援専門員の配置 教育支援専門員を各区に1人配置し、被保護世帯の子どもとその養育者に対し、高校進学等の支援を行います。 (6) 年金相談事業 各区に年金制度に関する専門知識を有する年金相談専門員を派遣し、被保護者の年金受給資格の調査・確認、年金に関する相談、手続き支援等を行い、年金制度の一層の活用を図ります。 ・年金相談専門員配置数 11人（前年度11人）
3 生活困窮者支援モデル事業〈新規〉			1,128万円 国で検討を進めている生活困窮者支援施策のモデル事業を中区で実施し、生活困窮者の自立を支援します。 ・実施内容 自立に関する相談支援、就労支援及び就労準備支援、家計相談支援等

27	援護対策事業		事業内容 生活困窮者、寿地区住民、ホームレスを対象に、福祉的援助を行います。また、中国残留邦人等に対し、生活支援給付の実施や日本語教室等の援助を行います。
本年度	14億6,084万円		1 生活困窮者支援 1,612万円 地域日常生活自立支援事業【中期】 生活保護受給に至らない生活困窮者に対し、就労自立に向けた相談支援を行います。
前年度	14億8,567万円		2 寿地区対策 1億5,077万円 (1) 寿町総合労働福祉センター事業 (2) 寿生活館運営事業 (3) 寿地区対策事業 (4) 寿福祉プラザ運営事業
差引	△2,483万円		3 寿町総合労働福祉会館の再整備検討〈新規〉 基本計画の策定等 650万円
本年度の財源内訳	国	6億6,246万円	4 ホームレス自立支援事業 4億3,544万円 寿地区緊急援護対策事業は24年度に終了し、ホームレス自立支援事業に統合しました。 5 中国残留邦人等援護対策事業 8億5,201万円
	県	3億2,132万円	
	その他	89万円	
	市費	4億7,617万円	

28	小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業		事業内容 1 小児医療費助成事業 75億9,481万円 小児の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。 対象者及び見込数（1歳以上は所得制限あり）
本年度	94億1,845万円		(1) 0歳～小学1年生（入・通院） 204,949人 (2) 小学2年生～中学卒業（入院） 1,373件
前年度	82億8,023万円		2 ひとり親家庭等医療費助成事業 18億2,364万円 ひとり親家庭等の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成します。
差引	11億3,822万円		(1) 対象者（所得制限あり） ア ひとり親家庭等の親及び児童 イ 養育者家庭の養育者及び児童 (2) 対象者数見込 45,083人
本年度の財源内訳	国	—	
	県	28億2,457万円	
	その他	2億7,014万円	
	市費	63億2,374万円	

29	後期高齢者医療事業 (後期高齢者医療事業費会計)	事業内容 国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため後期高齢者医療事業を実施します。後期高齢者医療制度は神奈川県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同して運営します。													
本年度	629億6,885万円	(1) 対象者	ア 75歳以上の方 イ 65～74歳の一定の障害のある方												
前年度	630億6,077万円	(2) 被保険者数	364,006人(前年度 347,171人)												
差引	△9,192万円	(3) 自己負担	外来・入院ともに原則定率1割負担 (現役並み所得者は定率3割負担) ※所得に応じた月額限度額あり												
本年度の財源内訳	国	—	(4) 公費負担割合	<table border="1"> <tr> <th>保険料</th> <th>支払基金</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> </tr> <tr> <td>10%</td> <td>40%</td> <td>50%×2/3</td> <td>50%×1/6</td> <td>50%×1/6</td> </tr> </table>		保険料	支払基金	国	県	市	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6
	保険料	支払基金	国	県	市										
	10%	40%	50%×2/3	50%×1/6	50%×1/6										
	県	—	(5) 保険料	※支払基金・・・国保・社保の現役世代負担分 均等割額 41,099円 所得割率 8.01% 賦課限度額(年間) 55万円 ※所得などに応じた軽減措置あり ※前年度同額											
保険料等	341億3,116万円														
市費	288億3,769万円														

30	国民健康保険 (国民健康保険事業費会計)	事業内容 他の健康保険に加入していない自営業者、農業従事者、無職の方等を対象とし、傷病、出産等について必要な保険給付を行います。			
本年度	3,701億2,436万円	1 被保険者数	947,600人(前年度 952,400人) 世帯数 570,800世帯(前年度 573,700世帯)		
前年度	3,595億3,511万円	2 一部負担金割合	原則3割。小学校就学前は2割。 70歳以上は1割※(現役並み所得者は3割)。 ※法改正により20年4月から2割となっているが、公費負担により1割に据え置き。		
差引	105億8,925万円	3 出産育児一時金	1件 42万円 葬祭費 1件 5万円		
本年度の財源内訳	国	731億4,520万円	4 特定健康診査・保健指導	(対象者 676,700人)	
	県	191億8,609万円	(1) 事業目的	生活習慣病の発症や重症化を予防し、保健向上及び高齢者福祉の増進を図る。	
	その他	2,451億2,975万円	(2) 受診率向上への取組 〈拡充〉	特定健康診査未受診者への勧奨通知を、24年度8区モデル実施から、25年度は全区へ拡大。	
	市費	326億6,332万円			

5 保険料

(1) 保険料負担緩和のための市費繰入れ

(市費繰入項目：保険料対象費用額（医療分・支援分）の5.5%）

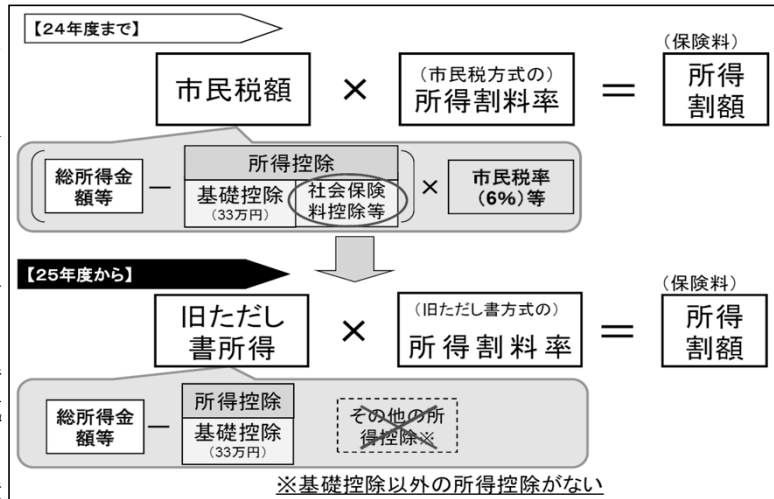
(2) 保険料算定方式の変更（25年度から実施）〈新規〉

ア 算定方式変更の概要

国民健康保険料は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額で構成されます。

このうち、「所得割額」の算定方式について政令改正が行われたため、旧ただし書方式に25年度から変更します。

旧ただし書方式は、総所得金額等をもとに算定する方式で、税制改正の影響を受けにくく、中間所得層の負担が緩和されます。



イ 算定方式変更に伴う対応

(ア) 賦課割合の変更

算定方式の変更により、非課税世帯でも新たに所得割額がかかるなど、低所得層に負担が移動するため、負担のバランスを全体的に調整します。

《24年度》所得割額：均等割額＝50：50⇒《25年度》所得割額：均等割額＝60：40

(イ) 経過措置の実施

保険料が急激に増加する世帯には旧ただし書所得の一部を軽減し、所得割額を算定します。

対象者	内容	期間
①新たに所得割額の負担が生じる非課税者 《所得33万円を超える非課税者》	旧ただし書所得を次の割合で軽減。 25年度 70%	2年間
②旧ただし書所得が課税標準額の 1.8倍 を超える者《所得控除が多い者》	26年度 40% ※ただし②については、1.8倍を超える所得部分について軽減を実施。	

(ウ) 経過措置費用の一部に市費繰入れ（16.5億円）

(エ) 制度案内のためのコールセンター設置や、広報での制度周知を実施

<保険料率の比較>

	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
25年度 見込	40%	60%	33,720円	旧ただし書所得の 7.76%	10,670円	旧ただし書所得の 2.57%	13,800円	旧ただし書所得の 2.87%
24年度	50%	50%	40,870円	市民税額の 1.48倍	12,550円	市民税額の 0.48倍	16,420円	市民税額の 0.54倍

※保険料賦課限度額（前年度と同額）：医療分 51万円、支援分 14万円、介護分 12万円

※25年度は賦課割合の変更により均等割料率が減少。

6 会計健全化への主な取組

(1) 保険料収納体制の強化【中期】

(2) 保険料不納欠損分の一部に市費繰入れ

(3) 医療費適正化

V 地域医療体制の確保と充実

31	医療政策の推進	事業内容 1 医療政策の推進 878万円 (1) 医療政策有識者会議の開催等 横浜市の医療政策全般及び具体的な課題について、専門的な助言及び情報提供を行います。 (2) 患者流動調査〈新規〉 市内で必要な医療機能や適正な病床配置等を把握するため、患者の転院先などの調査を実施します。 (3) 医療政策を担う人材の育成〈拡充〉 本市の医療政策を担う人材を育成するため、職員を大学院等に派遣するとともに、外部講師による研修等を開催します。 また、病院に勤務する市職員等を対象に、診療情報管理士の資格取得を支援します。	
本年度		3,179万円	
前年度		769万円	
差引		2,409万円	
本年度の財源内訳	国	2,252万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	927万円	
		2 在宅医療連携拠点モデル事業の実施等〈新規〉 2,301万円 今後の急速な高齢化に対応するため、居宅における医療の提供体制の充実を図ります。 25年度は在宅医療を担う医師の確保や、夜間対応等の連携体制を強化していくため「在宅医療連携拠点」をモデル事業として1か所設置します。	

32	小児・産科・周産期医療体制の充実	事業内容 1 小児救急医療対策 2億円 24時間365日、専門の小児科医による救急医療を行う小児救急拠点病院に、体制確保費の助成を行います。 2 産科拠点病院の整備【中期】〈拡充〉 5,311万円 「産科拠点病院」の本格運営(26年度)に向けて、準備病院における産科医師の複数当直の拡充にかかる体制確保費の助成を行います。 (準備病院) 横浜労災病院、市民病院、済生会横浜市南部病院 3 産科医療対策【中期】 5,723万円 市内で出産できる環境を充実していくため、産科病床の増床や、産科医師を増員する医療機関に対し、施設整備費や人件費の一部を助成します。 4 周産期救急医療対策【中期】 8,786万円 周産期の救急患者の受入を行う周産期センター等に対し運営費を助成します。 5 産科あんしん電話【中期】 705万円 市内全ての出産取扱施設の最新の予約状況等を、専用の電話窓口等で案内します。	
本年度		4億525万円	
前年度		4億1,913万円	
差引		△1,389万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,546万円	
	その他	—	
	市費	3億7,979万円	

33	地域医療体制の確保		事業内容 1 医師等人材確保対策【中期】〈拡充〉 873万円 子育て等に配慮した働きやすい職場環境を整備するため、当直医師の確保を行う医療機関に対する支援等を行います。 2 看護人材確保対策事業 5億4,802万円 横浜市医師会看護専門学校（菊名校・保土谷校）及び横浜市病院協会看護専門学校に対し、運営費を助成するとともに、横浜市医師会看護専門学校（菊名校）に対し、26年度全日制3年課程移行に要する改修費の一部を助成します。 また、市内における看護師の養成、再就職等を推進するため、複数の医療機関が合同で実施する復職支援事業を実施します。 3 地域医療を支える市民活動の推進【中期】 1,899万円 （1）小児救急医療の啓発 医療機関の適切な利用を推進しながら、子育て家庭の安心を目指し、地域の子育て支援団体、医療機関等との協働により、区役所、地域子育て支援拠点で小児救急のかかり方や家庭での看病に関する講座等の啓発活動を行います。 （2）市大医学生による医療教育活動の支援〈新規〉 小学生等を対象とした適正受診等の医療教育活動に対し、支援を行います。 （3）医療全般に関する啓発〈新規〉 疾病の重症化予防、在宅医療等、医療全般に関する啓発を行います。 （4）医療に関する情報発信〈新規〉 外国語冊子の作成等により医療に関する情報を発信します。 4 地域中核病院支援事業 3億6,789万円 救急医療など地域医療に貢献する地域中核病院に対し、建設時の資金等の借入れに伴う利子を補助します。 5 病院事業会計繰出金 66億7,123万円 市立病院が実施している救急医療などの政策的医療や、企業債元利償還にかかる経費等について一般会計から繰り出します。 （1）市民病院 16億1,437万円 （2）脳血管医療センター 28億2,909万円 （3）みなと赤十字病院 22億2,777万円
	本年度	76億1,486万円	
	前年度	83億4,324万円	
	差引	△7億2,838万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	5,000万円	
	市費	75億6,486万円	

34	災害医療体制の充実		事業内容 東日本大震災から得られた教訓と震災対策見直し副市長プロジェクトにおける検討結果から、地域医療救護拠点制度を廃止し、市内の医療機関の有効活用や医療救護隊の効果的な派遣等によって、より実践的な応急医療提供体制を整備します。
本 年 度	1 億695万円		1 総合調整・指揮機能の強化 5,795万円 大規模地震発生時は指揮統制機能や連絡体制が分断されるリスクが高く、組織的な医療救護活動が不全に陥る危険性が極めて高いことから、情報通信体制をはじめ、平時からの災害医療体制の強化に取り組みます。
前 年 度	4,165万円		
差 引	6,530万円		(1) 災害に強い情報通信体制の充実 〈拡充〉 情報通信体制の複線化を図るため、MCA無線を設置し、医療関係のネットワークを構築します。
本年度の財源内訳	国	—	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【設置場所】 健康福祉局医療政策室、各区福祉保健センター、横浜市医師会、各区休日急患診療所 </div>
	県	—	
	その他	—	
	市 費	1 億695万円	
			(2) 休日急患診療所の体制強化 〈新規〉 休日急患診療所を災害時の医療活動拠点に位置づけ自家発電機能の強化に対する補助を実施します。

(参考) 災害医療体制の主な見直し強化項目

	組織体制	通信体制	施 設
市	①市医療調整チームを新設、市災害医療アドバイザーを配置 ②市災害医療連絡会議を新設	(H24)衛星携帯電話を配置 (H25)MCA無線機を配置	—
区	①区医療調整班に、区災害医療アドバイザーを配置 ①区災害医療連絡会議を新設	同 上	—
医師会	医療救護隊を編成し、地域医療救護拠点等に対して応急医療を提供	同 上	休日急患診療所の自家発電設備更新(機能強化)

※太枠内は予算事業

- 2 災害医薬品の備蓄体制の強化 **〈新規〉** 4,900万円
 地域医療救護拠点(市内146の小・中学校)への災害医薬品の備蓄を廃止し、新たに市内の薬局や休日急患診療所等に備蓄します。薬局や休日急患診療所への備蓄は、本市が確保する災害医薬品を薬局及び診療所の在庫量に上乗せして管理することで、備蓄環境の改善と使用期限切れ医薬品の発生抑制に努めます。
 25年度は、①地域医療救護拠点からの医薬品等の撤去、②薬局等の在庫量上乗せと適正管理のほか、③医療救護隊が使用する衛生材料や医療資器材の更新整備に取り組みます。

(参考) 災害医薬品の供給体制

地域の薬局に備蓄する医薬品は、当該薬局の薬剤師が、本市の指定する場所に配送します。その備蓄医薬品が不足する場合には、当該薬局店舗内の商品から供給してもらい、さらに不足が生じる場合には、医薬品卸会社5社との協定に基づき、供給を受けます。

35	救急医療体制の充実		事業内容 1 初期救急医療対策 6億1,367万円 (1) 初期救急医療機関への支援 休日・夜間等の医療機関の診療時間外に受診可能な医療機関を確保します。 ア 夜間急病センターの運営（北部・南西部） イ 休日急患診療所の運営等（市内18か所） (2) 横浜市救急医療センターの運営 ア 夜間急病センター（桜木町） イ 救急医療情報・相談ダイヤル（#7499） 電話により市民が利用しやすい医療情報の提供を行います。 （ア）小児救急電話相談 お子さんの急病時などに、看護師が適切な対応方法等をアドバイスします。 （イ）救急医療情報センター 24時間365日、救急医療機関を案内します。 2 二次救急医療対策 4億42万円 (1) 二次救急拠点病院への支援 夜間・休日の二次救急（内科・外科）患者の受入体制を強化するため、24時間365日二次救急に対応する病院を「二次救急拠点病院」とし、体制確保に係る人件費、空床確保費及び救急患者受入実績に応じた助成を行います。 (2) 病院群輪番制参加病院への支援 病院群輪番制事業に参加する病院に体制確保費等を助成します（市域全体で、1～2病院体制）。 (3) 疾患別救急医療体制の整備・運営 脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科）の疾患別救急医療体制を整備し、運営します。 <small>ワイミス</small> (4) 横浜市救急医療情報システム（YMIS）の運用 市内救急病院の救急患者受入情報や救急隊の搬送状況を、救急隊が現場で携帯電話等を使用して確認できる、本市独自のWEBシステム「YMIS」を運用します。 3 転院支援の強化（病病連携推進事業） 300万円 救急隊が現場で搬送先の病院選定に苦慮する事案について、救急病院の受入病床の確保を図るため、救急病院と転院先の病院との連携の構築を支援するとともに、受入実績に応じた助成を行います。 4 YMAT（横浜救急医療チーム）の運営 205万円 市内で発生した災害現場に駆けつけ、消防隊員と共に救命医療を行う、YMAT（医師・看護師等により編成）を運営します。
	本 年 度	10億1,914万円	
	前 年 度	10億5,802万円	
	差 引	△3,888万円	
本年度の財源内訳	国	—	
	県	2,029万円	
	その他	10万円	
	市 費	9億9,875万円	

VI 健康で安全・安心な暮らしの支援

36	予 防 接 種 事 業		<p>事業内容 感染症の発生及びまん延を予防することなどを目的に予防接種法に基づく定期予防接種を市内協力医療機関において実施します。</p> <p>1 定期予防接種事業 78億8,805万円 (1) 子宮頸がん予防ワクチン等 35億8,545万円 これまで接種費用の助成を行ってきた、子宮頸がん予防、ヒブ、小児用肺炎球菌の3ワクチンを新たに定期予防接種として実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子宮頸がん予防</td> <td>小6～高1相当の女子</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>ヒブ</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> <tr> <td>小児用肺炎球菌</td> <td>生後2か月～5歳未満</td> <td>1～4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 四種混合ワクチン等 17億7,990万円 従来の三種混合（ジフテリア、破傷風、百日咳）に不活化ポリオを加えた四種混合ワクチン(24年11月導入)等の接種を実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ</td> <td>生後3か月～7歳半未満</td> <td>4回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 麻しん風しん混合ワクチン等 25億2,270万円 麻しん風しん混合、BCG、二種混合（ジフテリア、破傷風）、日本脳炎についてそれぞれ実施します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ワクチン種類</th> <th>対象者</th> <th>接種回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">BCG</td> <td>1歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二種混合</td> <td>11歳～13歳未満</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">麻しん風しん混合</td> <td>1期</td> <td>1歳～2歳未満</td> <td rowspan="2">2回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>5歳～7歳未満※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日本脳炎※2</td> <td>1期</td> <td>生後6か月～7歳半未満</td> <td rowspan="2">4回</td> </tr> <tr> <td>2期</td> <td>9歳～13歳未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 小学校入学1年前の4月1日～入学の年の3月31日まで ※2 接種が完了していない方のうち、生年月日が平成7年4月2日から19年4月1日の間の方に限り、20歳未満まで接種可能</p> <p>2 高齢者インフルエンザ予防接種事業 8億6,883万円 65歳以上の高齢者及び60歳以上65歳未満の方で一定の障害を有する方に対して、インフルエンザ予防接種を実施し、接種費用の一部または全額を助成します。</p>	ワクチン種類	対象者	接種回数	子宮頸がん予防	小6～高1相当の女子	3回	ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回	小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回	ワクチン種類	対象者	接種回数	四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ	生後3か月～7歳半未満	4回	ワクチン種類		対象者	接種回数	BCG		1歳未満	1回	二種混合		11歳～13歳未満	1回	麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳未満	2回	2期	5歳～7歳未満※1	日本脳炎※2	1期	生後6か月～7歳半未満	4回	2期	9歳～13歳未満
ワクチン種類	対象者	接種回数																																											
子宮頸がん予防	小6～高1相当の女子	3回																																											
ヒブ	生後2か月～5歳未満	1～4回																																											
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	1～4回																																											
ワクチン種類	対象者	接種回数																																											
四種混合 ----- 三種混合 不活化ポリオ	生後3か月～7歳半未満	4回																																											
ワクチン種類		対象者	接種回数																																										
BCG		1歳未満	1回																																										
二種混合		11歳～13歳未満	1回																																										
麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳未満	2回																																										
	2期	5歳～7歳未満※1																																											
日本脳炎※2	1期	生後6か月～7歳半未満	4回																																										
	2期	9歳～13歳未満																																											
本 年 度	87億5,688万円																																												
前 年 度	90億6,907万円																																												
差 引	△3億1,220万円																																												
本 年 度 の 財 源 内 訳	国	—																																											
	県	26万円																																											
	その他	1万円																																											
	市 費	87億5,660万円																																											

37	感染症・食中毒 対策事業等		事業内容 感染症・食中毒などの発生を予防するとともに、発生時の被害を最小限にとどめ、安全・安心な市民生活を確保するために必要な事業を実施します。
本年度	22億6,652万円		1 感染症・食中毒対策事業 2,840万円 感染症及び食中毒に関する正しい知識の啓発等により発生を未然に防止するほか、発生時には関係者の迅速な調査等により被害の拡大防止を図ります。 2 結核対策事業 2億3,556万円 結核接触者等を対象に健康診断を行い、結核の早期発見・まん延防止を図るとともに、感染症診査協議会を運営し、医療費を負担します。 3 エイズ・性感染症予防対策事業 6,208万円 エイズに関する相談・検査・医療体制の整備等の実施により、HIV・性感染症の感染予防、感染の早期発見、適切な医療の提供等を図ります。 4 衛生研究所運営事業 1億6,930万円 保健衛生に関する試験検査や調査研究を行います。 5 衛生研究所再整備事業【中期】 16億6,845万円 老朽化した衛生研究所を金沢区富岡東に移転・再整備します。 25年度は、本体工事を継続します。
前年度	8億9,429万円		
差引	13億7,223万円		
本年度の 財源内訳	国	1億8,598万円	
	県	4,528万円	
	その他	544万円	
	市費	20億2,982万円	

38	新型インフルエンザ 対策事業		事業内容 新型インフルエンザは、ひとたび発生すれば感染が容易に拡大するため、被害を最小限に食い止めることができるよう、事前に医療体制の整備や必要な資器材の備蓄などを行っていきます。【中期】
本年度	6,606万円		1 医療体制の確保等 6,532万円 発生時に患者を重点的に受け入れる市民病院や、帰国者・接触者外来を設置する地域中核病院等に対して配付するサージカルマスク等を備蓄します。 さらに、24年度に地域中核病院等と締結した協定に基づき、医療用資器材の整備や抗インフルエンザ薬の備蓄を進めます。 また、引き続き医療関係者連絡協議会を開催し、連携の強化を図っていきます。 2 市民啓発の推進 74万円 新型インフルエンザの発生に備え、正しい知識や適切な対処方法についての市民啓発や、外国語対応についての取組を進めていきます。
前年度	8,560万円		
差引	△1,955万円		
本年度の 財源内訳	国	73万円	
	県	—	
	その他	—	
	市費	6,533万円	

39	医療安全の推進		事業内容 1 医療安全支援センター事業 1,095万円 (1) 医療安全相談窓口 医療に関する相談や苦情に中立的な立場で対応し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築及び医療機関における患者サービスの向上・促進を図ります。 (2) 医療安全研修会 医療安全管理体制の確保や患者サービスの向上等を目的に、医療従事者対象の研修会を開催します。また、市民向け啓発の充実を図ります。 2 薬務事業〈拡充〉 1,196万円 薬局、医薬品販売業、毒劇物販売業などの許認可及び監視指導を行います。 また、医薬品の適正使用に関する啓発を引き続き実施するとともに、市民を対象とした「薬物乱用防止キャンペーン」の開催に協力するなど、薬物乱用防止啓発の一層の強化を図ります。 3 医療指導事業 2,091万円 医療法に基づく医療機関への立入検査（医療監視）業務や許認可業務を通じて、良質な医療の提供や医療安全の推進を図ります。
本 年 度	4,382万円		
前 年 度	3,220万円		
差 引	1,161万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	2,970万円	
	市 費	1,412万円	

40	放射線対策推進事業		事業内容 市民生活の安全確保を図るため、乳児用食品等の流通食品や保育所・小学校給食等の核種分析検査、公共施設等のマイクロスポット測定などについて対応し、それらの検査情報などを市民へわかりやすく迅速に提供します。 1 市内流通食品等検査事業 3,547万円 乳児用食品を含めた流通食品、保育園給食一食まるごと累積線量調査及び市内産農畜水産物、中央卸売市場流通食品など、流通のさまざまな段階において検査を実施し、市内に流通する食品の安全性を確認します。 2 食肉市場での牛の全頭検査事業 2,111万円 引き続き横浜市中央卸売市場食肉市場へ出荷される牛の全頭検査を実施します。 3 市民への情報提供事業 132万円 迅速、的確な情報提供のため、ホームページ等による広報を実施します。 4 放射線対策推進費 2,589万円 放射線対策本部を中心に各区局と連携しながら、状況に応じた迅速かつ適切な対策を講じていきます。
本 年 度	8,379万円		
前 年 度	1億6,056万円		
差 引	△7,677万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	8,379万円	
	市 費	—	

41	食の安全確保事業		事業内容 食中毒等を防止するため、また、違反食品の流通防止のために様々な角度から監視指導や検査を強化し、食の安全を確保します。
本 年 度	2 億9,781万円		1 食品衛生監視指導等事業 8,441万円 食品関係施設に対する監視指導等を実施します。
前 年 度	2 億8,692万円		2 食の安全強化対策事業【中期】 7,297万円 (1) カピバクター、O157等食中毒予防対策事業 事業者に対し牛や鶏の肉や牛バターの生食禁止を厳守させるため、監視指導や食肉の検査を強化します。
差 引	1,089万円		(2) 魚介類の新たな寄生虫に対する検査事業【新規】 新たに食中毒の原因として判明した寄生虫(クドア)に対する検査体制を整備します。
本年度の 財源内訳	国	611万円	(3) ノロウイルス食中毒予防対策事業 社会福祉施設等の監視指導や卸売市場、スーパー等に流通している食品の検査を実施します。
	県	—	(4) 残留農薬検査事業 輸入・国産農産物や加工品等の検査を実施します。
	その他	1 億9,607万円	(5) アレルギー食品、遺伝子組換え食品等検査事業 給食や市内流通加工品等の検査を実施します。
	市 費	9,564万円	3 市場衛生検査所運営事業 1 億4,043万円 BSEや抗生物質等、市場流通食品の危害防止及び安全確保を目的に検査や監視指導等を実施します。

42	快適な生活環境の確保事業		事業内容 水等を介した感染症のレジオネラ症の防止対策を推進して関連施設の安全性を確保するとともに、墓地については墓地埋葬法及び本市条例の趣旨に沿って、財務状況等を厳格に審査し、許認可事務を適切に実施します。
本 年 度	7,886万円		1 環境衛生監視指導事業 894万円 ホテル、公衆浴場、プール、理容所、美容所等の環境衛生関係施設の衛生管理状況を確認するため、監視指導や水質検査を実施し衛生的な環境の確保を図っていきます。
前 年 度	7,831万円		また、「横浜市墓地等設置財務状況審査会」を設置し、専門の有識者により墓地設置に係る財務状況を審査し、墓地許認可事務を適切に実施します。
差 引	55万円		2 建築物衛生対策事業 955万円 レジオネラ症予防対策の徹底を図るため、冷却塔や給湯設備、循環式浴槽等の設備を設けている高齢者施設や浴場施設に対して、衛生管理体制の指導を強化します。
本年度の 財源内訳	国	—	また、日常管理の手引きとなる改正したレジオネラ症防止指針に基づき、施設管理者に適正な維持管理を周知し、更に徹底していきます。
	県	12万円	
	その他	987万円	
	市 費	6,887万円	

43	動物の愛護及び保護 管 理 事 業		事業内容 犬や猫の適正飼育や終生飼育、不妊去勢手術の推進等の動物愛護普及啓発事業、犬や猫の保護収容や狂犬病予防事業等の動物保護管理事業を実施し、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を目指していきます。
本 年 度	2 億3,016万円		1 動物愛護センター運営事業 4,749万円 動物愛護センターは、動物行政の拠点であるとともに犬や猫とのふれあいをきっかけとした市民活動を支援する地域交流の場としても活用します。 運営は動物関係団体や市民ボランティア等との協働を基本として、収容動物が可能な限り譲渡されることを目指します。
前 年 度	2 億2,665万円		
差 引	351万円		
本年度の 財源内訳	国	—	
	県	—	
	その他	1 億2,687万円	
	市 費	1 億329万円	
			2 動物愛護普及啓発事業 〈拡充〉 4,509万円 (1) 普及啓発事業 保育所・小学校等の園児・児童等を対象として動物との接し方を学んでもらう「動物の飼育体験教室」や、動物の飼い主を対象とした「しつけ方教室」等の事業を開催します。 (2) 猫の不妊去勢手術の推進 飼い主のいない猫の減少を目指す本市事業の柱として、横浜市獣医師会と協働で行っている猫の不妊去勢手術費用の一部助成について、対象を4,500頭から6,000頭に拡大し、補助額を飼い猫・野良猫同一の6,000円（うち市獣医師会補助額 1,000円）として実施します。 なお、実施時期については、春・秋の2回に分けて実施します。 また、25年度から動物愛護センターにおいて、月10頭程度の猫の不妊去勢手術を開始します。
			(3) マイクロチップ装着推進事業 災害発生時に飼い主からはぐれた犬や猫を早期返還することを目的としたマイクロチップ装着費用の一部助成（対象：1,000頭）についても、継続して行います。
			3 動物保護管理事業 6,053万円 市民からの依頼にもとづく犬・猫の引取り業務、放れている犬、飼い主が不明で自活不能な猫及び傷病動物の保護収容を行います。 市民からの通報により発見された傷病動物は、横浜市獣医師会の動物病院で応急処置を行い、その後の継続治療は動物愛護センターで行います。 また、保護収容した犬や猫等の診察及び治療、飼い主への返還や可能な限りの譲渡等や、ペットショップ等の動物取扱業の監視指導を行います。
			4 狂犬病予防事業 3,574万円 狂犬病の発生予防のため、犬の登録、狂犬病予防注射の実施の推進、犬の登録台帳の管理、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付等を行います。

44	健康づくりの推進		事業内容 市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病に着目し、健康寿命※の延伸を目標とした「第2期健康横浜21」（計画期間：25～34年度）に基づき、健康づくりに関する普及・啓発や生活習慣病予防のための事業を実施します。
本 年 度	1 億2,961万円		※健康寿命について 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間で、現在、健康寿命と平均寿命の差は10年程度あります。「第2期健康横浜21」において、健康寿命を平均寿命に近づけ、その差をできる限り少なくすることが基本目標です。
前 年 度	1 億6,327万円		
差 引	△3,366万円		
本年度の財源内訳	国	585万円	
	県	—	1 市民の健康づくり推進事業【中期】 8,666万円 (1) 健康横浜21推進事業<新規> 第2期健康横浜21計画の開始に伴い、健康増進の基本である「食生活」「歯・口腔」「喫煙・飲酒」「運動」「休養・こころ」の5つの分野から生活習慣の改善に取り組みます。さらになんがん検診、特定健診の普及を進めることで、生活習慣病の重症化予防を図ります。 また「健康に関する市民意識調査」を実施します。
	その他	43万円	
	市 費	1 億2,334万円	
(2) 地域人材育成・活動支援 保健活動推進員、食生活等改善推進員など地域の健康づくりの担い手となる人材を育成し、活動を支援します。			2 食育の推進【中期】 395万円 「食」を通して健康と豊かな人間性を育み、高めることを目的とした「横浜市食育推進計画」に基づき、市民の食育への関心を高め、行動につなげていくため、食育の普及・啓発に取り組みます。 普及・啓発は、食育関係団体・民間事業者等で構成する推進組織「横浜市食育フォーラム」を通じ、市民・団体・事業者が一体となった、多様で効果的な食育プロモーションを引き続き実施します。
(3) 健康づくり事業 生活習慣病予防のための健康相談、訪問指導などを実施します。			
3 100万人の健康づくり戦略推進事業【中期】〈拡充〉 3,900万円 市民一人ひとりが壮年期から健康づくりに取り組む仕組みの検討、健康づくりや介護予防事業と連携した健康ポイントラリー、市内全域で「歩く」ムーブメントを起こすためのプロモーションを実施します。			
(1) 「さあ 歩こう ヨコハマ。」キャンペーンの展開 (2) イベント等での健康ポイントラリーの実施 (3) ウォーキングのモニター調査			

45	がん検診事業		事業内容 がんの早期発見・早期治療を促進するため、各種がん検診を、実施医療機関及び区福祉保健センター等で実施します。 また、より多くの方に受診してもらうため、子宮・乳・大腸がん検診の無料クーポン券による個別の受診勧奨を実施します。																																
本 年 度		32億1,111万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>対 象</th> <th>25 年 度</th> <th>24 年 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胃がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>54,000人</td> <td>52,000人</td> </tr> <tr> <td>肺がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>41,000人</td> <td>20,020人</td> </tr> <tr> <td>子宮がん検診</td> <td>20歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>110,000人</td> <td>109,400人</td> </tr> <tr> <td>乳がん検診</td> <td>40歳以上の女性 (2年度に1回)</td> <td>66,500人</td> <td>67,240人</td> </tr> <tr> <td>大腸がん検診</td> <td>40歳以上 (年度に1回)</td> <td>132,000人</td> <td>142,100人</td> </tr> <tr> <td>P S A検査 (前立腺)</td> <td>50歳以上の男性 (年度に1回)</td> <td>56,000人</td> <td>46,000人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>459,500人</td> <td>436,760人</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	対 象	25 年 度	24 年 度	胃がん検診	40歳以上 (年度に1回)	54,000人	52,000人	肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	41,000人	20,020人	子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	110,000人	109,400人	乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	66,500人	67,240人	大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	132,000人	142,100人	P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	56,000人	46,000人	計		459,500人	436,760人
区 分	対 象	25 年 度		24 年 度																															
胃がん検診	40歳以上 (年度に1回)	54,000人		52,000人																															
肺がん検診	40歳以上 (年度に1回)	41,000人		20,020人																															
子宮がん検診	20歳以上の女性 (2年度に1回)	110,000人		109,400人																															
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年度に1回)	66,500人		67,240人																															
大腸がん検診	40歳以上 (年度に1回)	132,000人		142,100人																															
P S A検査 (前立腺)	50歳以上の男性 (年度に1回)	56,000人		46,000人																															
計		459,500人	436,760人																																
前 年 度		29億559万円																																	
差 引		3億552万円																																	
本年度の 財源内訳	国	4億4,563万円																																	
	県	—																																	
	その他	251万円																																	
	市 費	27億6,297万円																																	

46	公害健康被害者等への支援 (一般会計・公害被害者救済事業費会計)		事業内容 1 公害健康被害者対策事業 (一般会計) 6億8,241万円 公害健康被害の補償等に関する法律等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 公害健康被害補償事業 (2) 公害保健福祉事業 (3) 環境保健事業 (4) 環境保健サーベイランス調査事業 2 石綿健康被害者対策事業 (一般会計) 1,703万円 環境省の委託を受け、問診や胸部CT検査等を実施するなど、石綿ばく露にかかる健康リスクの調査や石綿健康被害救済給付の申請受付等を実施します。 3 公害被害者救済事業費会計 4,791万円 横浜市公害健康被害者保護規則等に基づき、必要な事業を実施します。 (1) 給付事業等 (2) 公害保健センター事業
本 年 度		7億4,734万円	
前 年 度		7億8,043万円	
差 引		△3,309万円	
本年度の 財源内訳	国	3,930万円	
	県	—	
	その他	6億9,528万円	
	市 費	1,277万円	

47	齋場・墓地管理運営事業 (一般会計・新墓園事業費会計)		事業内容 1 齋場運営事業 13億4,857万円 火葬業務等を円滑に行うため市営4齋場の管理運営を行います。 2 民営齋場使用料補助事業 3,312万円 民営火葬場を利用する市民に対し、市営齋場火葬料との差額の一部を補助します。(補助金額:16,000円/件) 3 墓地霊堂事業 3億945万円 市営墓地(久保山・三ツ沢・日野公園・根岸外国人)及び久保山霊堂の管理運営を行うとともに、24年度に引き続き未使用区画の再募集(三ツ沢墓地 300区画を予定)を行います。 4 メモリアルグリーン事業 2億9,477万円 メモリアルグリーンの管理運営を行うとともに、使用者募集(樹木型 約380体、慰霊碑型 約1,700体)を行います。 5 日野公園墓地納骨堂整備事業 1,407万円 納骨堂整備に向けた基本設計を実施します。
	本年度	19億9,997万円	
前年度	21億3,766万円		
差引	△1億3,769万円		
本年度の財源内訳	国	—	
	その他	14億4,196万円	
	市債	—	
	市費	5億5,801万円	

外郭団体関連予算一覧

【歳出】

(単位：千円)

団体名	区分	25年度	24年度	増 △ 減	主な事業内容
(財)寿町勤労者福祉協会	補助金	68,464	68,464	0	① 寿町総合労働福祉会館の管理・診療所の運営等
	委託料	47,185	47,185	0	① 寿生活館の管理
	計	115,649	115,649	0	
(福)横浜市社会福祉協議会 <合計>	補助金	5,628,796	5,805,047	△ 176,251	
	委託料	1,309,549	1,320,701	△ 11,152	
	計	6,938,345	7,125,748	△ 187,403	
(福)横浜市社会福祉協議会 (*障害者支援センター分を除く)	補助金	1,468,076	1,524,562	△ 56,486	① 法人運営費等 ② 特定資金利子補給 ③ 横浜生活あんしんセンター ④ ふれあい助成金事業への支援(休止)
	委託料	1,178,316	1,170,951	7,365	① 地域ケアプラザの管理・運営 (地域包括支援センターの運営) ② 福祉保健研修交流センターの運営
	計	2,646,392	2,695,513	△ 49,121	
障害者支援センター	補助金	4,160,720	4,280,485	△ 119,765	① 地域活動支援センター・地域作業所助成 ② グループホームA型助成 ③ 地域活動ホーム助成
	委託料	131,233	149,750	△ 18,517	① 障害者研修保養センター「横浜あゆみ荘」の運営 ② 地域活動ホーム相談事業
	計	4,291,953	4,430,235	△ 138,282	
(福)横浜市リハビリテーション事業団	補助金	184,488	187,157	△ 2,669	① 事業団の運営
	委託料	2,502,252	2,456,159	46,093	① リハビリテーションセンター等の運営 ② 障害者スポーツ文化センターの運営等
	計	2,686,740	2,643,316	43,424	
(公財)横浜市総合保健医療財団	補助金	6,270	7,471	△ 1,201	① 精神障害者地域生活推進事業運営費助成等
	委託料	907,921	920,003	△ 12,082	① 総合保健医療センターの運営 ② 生活支援センターの運営
	計	914,191	927,474	△ 13,283	
合計		10,654,925	10,812,187	△ 157,262	

【歳入】

(単位：千円)

団体名	区分	25年度	24年度	増 △ 減	主な内容
(福)横浜市社会福祉協議会	貸付元利収入	192,000	0	192,000	平成5年度～15年度のふれあい助成金事業への貸付金の一部償還
合計		192,000	0	192,000	



HEALTH AND SOCIAL WELFARE BUREAU

けんこういし

平成25年度 健康福祉局 運営方針

I 基本目標

今日の安心
明日の安心
将来への安心

今日の生活に不安を抱える市民に、迅速かつ積極的に対応

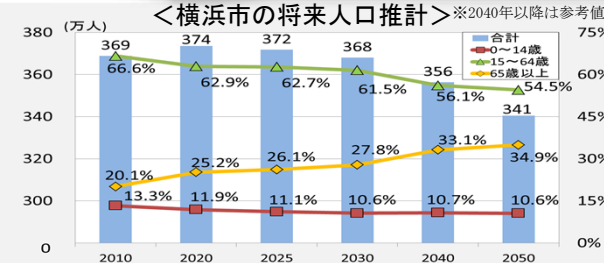
日々の生活で発生する様々な不安や課題に、タイムリーかつ柔軟に対応します。

明日の生活を市民の皆様が安心して送れるよう、施策のさらなる前進

中期4か年計画の最終年度として目標の実現に向け、保健・医療・福祉施策を着実に進めます。

将来に向けて、超高齢社会に対応した「つながり」を実感できる福祉社会の構築

持続可能なサービスの提供と安心して暮らせる地域づくりを市民の皆様と共に進めます。



II 目標達成に向けた組織運営

◎2025年以降を見据えた重要課題への取組

- ・今年度が計画初年度となる「第2期健康横浜21」、「よこはま保健医療プラン2013」、「国民健康保険特定健康診査等実施計画(第2期)」に掲げる事業等について積極、果敢に取り組みを進めます。
 - ・活力ある超高齢社会を築くため、健康づくりや介護予防に取組む市民を増やす施策を徹底して進めます。局内に「健康づくり・介護予防施策推進戦略本部」を設置し、効果的な取組や広報を一体的に実施します。
 - ・「第3期地域福祉保健計画」を策定するとともに、身近な生活課題に対応できる地域づくりを進めます。
 - ・各種計画※の推進によって、保健・医療・福祉の各分野の人材・ノウハウ・情報を共有・連携させ、より効果的な施策を展開し、誰もが安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築します。
- ※第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者プラン(第2期)など

◎財政基盤の強化に向けた取組

- ・持続可能な制度となるよう、中期的な視点から事務事業の見直しに着手し、さらなる歳出削減に努めるとともに、歳入確保を強力に進めます。
- ・各種の国制度について、本市の目指す大都市制度を踏まえ、国に対し制度見直し提案を行うとともに、必要な財源措置を強く要望していきます。

◎健康福祉局で働くことに「よろこび」と「誇り」を感じる取組

- ・局長直轄の2プロジェクト(「仕事・環境」、「広報・動画」)を設置し、現場職員の声を事務・事業に生かします。
- ・職員一人ひとりが、縦割りを廃し、仕事の達成感を感じられる組織づくりをさらに進めます。また、職員が元気で働きやすい職場の環境づくりをソフト・ハードの両面から推進します。

III 目標達成に向けた施策

1 地域福祉保健の推進

- ◇地域福祉保健計画の策定・推進
- ◇地域ケアプラザの運営支援、整備の促進
- ◇区福祉保健センターの人材育成、運営支援
- ◇地域における見守り・孤立予防
- ◇権利擁護の推進
- ◇災害時要援護者対策の充実

2 高齢者保健福祉(地域包括ケア)の推進

- ◇介護人材の育成、確保
- ◇効果的な健康づくり・介護予防の取組
- ◇特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの整備
- ◇小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスの整備・運営推進
- ◇定期巡回・随時対応型訪問介護看護の展開
- ◇高齢者が安心して生活できる住まいの確保
- ◇認知症疾患医療センターの設置・運営

3 障害者施策の推進

- ◇「将来にわたるあんしん施策」の推進
- ◇就労支援施策の推進
- ◇障害者の移動支援施策の制度改正への対応
- ◇障害者の地域生活への移行の推進
- ◇重度障害者医療費援助事業の精神障害者への対象拡大

4 生活基盤の安定と自立の支援

- ◇生活保護受給者やホームレスの自立支援の推進
- ◇新たな生活困窮者支援施策の構築
- ◇寿地区の総合的施策の推進
- ◇生活保護制度の適正な運用の推進
- ◇国保の安定運営と保険料算定方式の円滑な変更
- ◇国保特定健診等受診率向上への取組

5 地域医療体制の確保と充実

- ◇医療政策の総合的な企画と推進
- ◇在宅医療と介護の連携の推進
- ◇小児・産科・周産期医療の充実
- ◇救急医療体制の強化
- ◇災害時医療体制の充実

6 健康で安全・安心な暮らしの支援

- ◇100万人の健康づくり戦略の事業展開
- ◇「健康横浜21」推進事業の展開
- ◇個別通知によるがん検診受診率の向上
- ◇衛生研究所の機能強化に向けた再整備
- ◇医療の安全・安心の推進
- ◇感染症等を中心とした健康危機管理対策の推進
- ◇食中毒予防等食の安全対策の推進
- ◇市民ニーズに対応した市営墓地・斎場の整備
- ◇動物愛護の推進